

第2編 災害予防対策編

第2編 災害予防対策

本計画は、市域内に発生のおそれのある災害を未然に防止し、また、その被害を最小限に抑止するなどのために行う事前の諸措置を示すものであり、防災に関する組織の整備、訓練、施設の整備並びに災害時における応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善などについて計画するものである。

なお、本計画は、地震災害、風水害をはじめ各種災害の予防対策を総合的に進める必要があることから、各災害共通のものとする。

第2編 災害予防対策編

第1章 災害に強い人づくり

第1節 自主防災体制を整備（支援）する	2-1
第2節 市民の防災意識の高揚を図る	2-5
第3節 企業防災を促進する	2-8
第4節 災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査研究を行う	2-9

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能を強化する	2-12
第2節 建築物の耐震対策を強化する	2-19
第3節 火災予防対策を推進する	2-22
第4節 ライフライン確保体制を整備する	2-25
第5節 交通確保体制を整備する	2-30
第6節 水害予防対策を強化する	2-31
第7節 土砂災害の予防対策を推進する	2-35
第8節 危険物等の災害予防対策を強化する	2-42

第3章 災害への適切な対応

第1節 市及び関係機関の防災体制を整備する	2-45
第2節 情報収集伝達体制を強化する	2-52
第3節 消防・救急救助体制を確保する	2-55
第4節 災害時医療体制を整備する	2-57
第5節 緊急輸送体制を整備する	2-61
第6節 要配慮者、避難行動要支援者の支援体制を推進する	2-65

第7節 避難収容体制を整備する	2-71
第8節 二次災害防止体制を整備する	2-78
第9節 帰宅困難者対策を推進する	2-80
第10節 生活物資の備蓄体制を整備する	2-81
第11節 ボランティアの活動環境を整備する	2-85
第4章 第六次地震防災緊急事業五箇年計画の推進	

本章の各節は、それぞれ次の項目によって構成されている。

実施担当	諸計画を実施する主な担当組織とその役割を示す。また、担当組織として、行政機関のみならず市民・事業者を加える。
-------------	--

1. 果たすべき責任 諸計画における市、市民・事業者の果たすべき責任を明確にする。さらに、根拠となる関係法令を示す。

2. 達成目標 防災に関する基本方針を達成するために必要な諸計画の達成目標を示す。

3. 現況 令和2年度現在における諸計画に係る地域の現況と問題点を示す。

4. 手法 地域の特性を鑑みて、諸計画を実施するために必要な手法や考え方を示す。

5. 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

目標を達成するために早急に整備すべき事項について、実施計画を示す。実施期間は、おおむね令和2年度～令和3年度とする。

実施計画には、「地震防災対策特別措置法」に基づく「大阪府第六次地震防災緊急事業五カ年計画（令和3年度～令和7年度）」や「河内長野市第5次総合計画」における「実施計画」等を含む。

(2) 今後整備すべき事項

目標を達成するために必要な事項について、中・長期的な計画を示す。実施期間は、令和3年度～令和7年度までとする。しかし、事業の進捗により、その期間を超えるものについても、継続して本計画を推進する。

第1章 災害に強い人づくり

第1節 自主防災体制を整備（支援）する

実施担当	<u>危機管理担当部局</u> <u>消防本部</u>	自主防災組織の結成及び育成
	<u>商工担当部局</u> <u>危機管理担当部局</u> <u>消防本部</u>	<u>事業者の自主防災組織の結成及び育成</u>
	市民・事業者	自主防災組織の結成、活動

1. 果たすべき責任

地震等の大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、地域ごとに充分に即応できない事態が予想されるため、被害の防止又は軽減を図るためにには、地域住民自らによる人命救助をはじめとした防災活動が必要となる。

したがって、市及び関係機関は、平素から地域単位又は職場単位で自主的な防災組織の結成、支援を行う。また、市民・事業者は、自主防災組織の結成と活動の維持を行う。

2. 達成目標

全ての市民・事業者が、自主防災組織を作り、平常時から必要な活動を行う。

3. 現況

市では、自治会等の単位ごとに、いくつかの自主防災組織が結成され自主的活動を行っている。

平成23年に自らの取り組みとして、自主防災協議会を立ち上げ、各自主防災組織の情報の共有化、活動の支援、防災リーダーの育成に取り組み、市はこの活動の支援を行っている。令和元年11月1日現在、66の自主防災組織が活動している。

4. 手法

1 地区防災計画の策定を促進する

【危機管理担当部局】

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努め、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るために、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。

(1) 地区防災計画の作成

地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

(2) 地域防災計画への位置付け

市防災会議は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、防災会議は、地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区的地区居住者等は、市防災会議に対し、当該地区的実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

2

市民の自主防災組織の結成及び育成を行う

【危機管理担当部局 消防本部】

市は、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成の支援を行う。また、自主防災組織と消防団等地域のさまざまな団体とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

また研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参画できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常的な活動や、訓練の実施を促すものとする。その際、女性や要配慮者などの参画を基本的な方針として促進に努める。

(1) 組織

自治会等を活用し、防災担当員を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

(2) 構成

本部組織として、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等をおく。

(3) 活動内容

① 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難経路・避難所の把握、防災用資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難誘導・初期消火・救急処置・安否確認・避難所運営・炊き出し訓練など）

② 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への支援など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護、倒壊家屋等からの救出など）
- ウ 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの市民への周知など）
- オ 避難所の運営（施設管理者・市・自治会と共に避難所の運営を行う）
- カ 物資分配（物資の運搬、給食、分配など）
- キ その他、関係機関の実施する応急活動の協力

(4) 推進の方法

- ア 自主防災組織の必要性の啓発

自主防災組織の必要性を、出前講座や地域防災訓練の参加などを通じて啓発する。

- イ 平素から、地域ごとの自主防災組織の設置に努めるとともに、自主防災組織による初期消火活動等を迅速かつ効果的に行うため、資機材、倉庫等の整備及び活動の助成を行う。

ウ 防災リーダーの育成

自主防災組織の活動を活発にするためには、その中核となる防災リーダーの役割が極めて重要であるため、市、自主防災協議会及び関係機関は、講習会等を実施して防災リーダーの育成に努める。また、消防の経験者など、防災活動の経験のある者を防災リーダーとして育成する。

- エ 災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の収集・伝達、協力要請について指導する。

- オ 避難行動要支援者（障がい者、高齢者等）を迅速に避難誘導できるようプライバシーの保護に十分留意しながら地区内の避難行動要支援者の住所等を自主防災組織の責任者に周知しておく等、災害時に安全に適切な避難誘導が行えるような体制を整備する。

- カ 防災訓練、応急手当訓練の実施

- キ 自主防災協議会の活動を通じて、既に設立している自主防災組織が未設立の自治会に対して、設立の啓発及び支援を行う。

(5) 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、河内長野市社会福祉協議会、青年団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

3

事業者の自主防災組織の育成を行う

【商工担当部局、危機管理担当部局、消防本部】

市は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(1) 活動

① 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
イ 事業継続計画（B C P）の作成・運用
ウ 災害発生の未然防止（防災体制の整備、社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
エ 災害発生への備え（飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
カ ボランティア活動参加への環境作り
キ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、地域の自主防災組織との協力）

② 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、避難誘導、避難行動要支援者支援など）
イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
ウ 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
エ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
オ 二次災害の発生防止措置

- 力 施設の避難所利用のためのシステム作り
- キ 地域活動への貢献（地域活動・関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

(2) 推進の方法

- 事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。
- ア 広報紙（誌）などを活用した啓発
- イ 自衛消防組織の育成（講習会等の開催）
- ウ 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

4

自主防災組織の救助活動を支援する

【危機管理担当部局、消防本部】

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動に資するため、平常時から地域に救助・救急用資機材を整備するとともに、自主防災組織と連携した防災訓練及び応急手当訓練等を実施する。

5. 整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

市民・事業者は、自主防災組織を組織し、市の防災活動に協力する。また、事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災活動の推進に努める。

- 市は、自治会等を単位とした自主防災組織の組織化に向けて、次の事項を実施する。
- ア 自治会等への出前講座の実施
 - イ ハザードマップ等の防災関連調査結果の公表
 - ウ 地域防災訓練の実施と評価
 - エ 地域の防災活動への協力
 - オ 自主防災協議会との活動協力と協働による防災活動
 - カ 活動資金の援助
- ※ハザードマップとは 自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの

(2) 早急に整備すべき事項

- ア 避難所運営マニュアルの策定
- イ 避難所運営訓練
- ウ 地区防災計画の策定

(3) 今後整備すべき事項

- 市は、自主防災組織の活動を活発にするため、次の事項を推進する。
- ア 地域の防災イベントの企画、支援
防災訓練、備蓄食糧等の入れ替え等をかねたイベントの企画、支援を行う。
 - イ 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施

*要綱1 河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱
*資料15 河内長野市自主防災組織一覧表

第2節 市民の防災意識の高揚を図る

実施担当	<u>危機管理担当部局</u> <u>消防本部</u>	防災訓練の実施等、市民の防災意識の高揚のための対策の推進
	<u>福祉担当部局</u>	<u>福祉分野における防災意識の高揚のための対策の推進</u>
	<u>教育担当部局</u>	教育分野における防災意識の高揚のための対策の推進
	市民・事業者	防災訓練等への参加、防災知識の修得・普及、災害応急対応の準備

1. 果たすべき責任

市は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、市民の防災意識の高揚に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮するとともに、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。また、被災時には、男女のニーズの違いや乳幼児、妊産婦、性的少数者等、多様な視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

2. 達成目標

市職員をはじめ、市民、事業者員の全体が日頃から防災訓練を行い、防災に関する知識の習得を図り、災害時に即時に対応できる状態にする。

3. 現況

ハザードマップ作成、地域の防災訓練、出前講座等の実施。

4. 手法

1 市民の防災知識の普及啓発を図る

【危機管理担当部局、福祉担当部局、消防本部】

市及び防災関係機関は、地震災害、風水害・土砂災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及啓発を図る。

特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

(1) 普及啓発の内容

① 災害の知識

ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性

- イ 各関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の危険場所

② 災害への備え

- ア 最低3日間できれば 1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、家族構成にあわせて紙おむつや粉ミルク等）の準備
- ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- エ 負傷の防止や避難経路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- オ 指定緊急避難場所・避難経路・指定避難所、家族との連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の検討
- キ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練など防災活動への参加
- ク 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の検討
- ケ 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報の発令時におけるべき行動
- コ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- サ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味の確認
- シ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法の確認

③ 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録
- エ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等による適切な行動
- オ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処
- カ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- キ 避難行動要支援者への支援（声かけ、手助けなど）
- ク 初期消火、救出救護活動
- ケ 心肺蘇生法、応急手当
- コ 避難生活に関する知識
- サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

(2) 普及啓発の方法

① パンフレット等による啓発

防災パンフレット、防災マップ、映像等を作成、活用するとともに、広報紙及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発及びホームページを活用した普及啓発を実施する。また、外国語版、点字版の作成や映像への字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、多様できめ細かな啓発に努める。

② 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

③ 防災教育啓発施設の活用

市民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災資料館、疑似体験施設等を備えた防災教育啓発施設を活用する。

2 学校における防災教育を行う

【教育担当部局、危機管理担当部局】

学校は、児童・生徒の安全を守るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。

実施にあたっては、家庭、地域社会と連携しながら、防災教育のねらいや重点等を明確にし、それらを学校の教育課程に位置付け、教育活動全体を通じて、体系的、計画的に指導する。

また、市は府及び周辺市町村と互いに連携を図り、防災教育に関する指導力の向上を図るため、教職員の研修会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 気象、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法
- エ 身の安全の確保方法、避難経路・避難場所・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- オ 災害等についての知識
- カ ボランティアについての知識・体験

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動等を利用した教育の推進
- エ 地域や専門機関との連携した活動
- オ 防災関係機関との連携
- カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用

(3) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要綱（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

3 災害教訓を伝承する

【危機管理担当部局、教育担当部局、消防本部】

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

5. 実施すべき事項

(1) 継続して実施すべき事項

- ア 防災訓練の実施

- イ 防災訓練等への参加の促進
ウ 学校において、一時的に帰宅困難となった場合に備え、食糧や飲料水、携帯トイレ等の災害時の備蓄品の整備

(2) 今後実施すべき事項

- ア 小・中学校向けの副読本の配布を行い、災害に対して正しく対応できる防災教育の充実を図る

第3節 企業防災を推進する

実施担当	<u>商工担当部局</u> <u>危機管理担当部局</u>	事業者の事業継続計画(BCP)等の策定支援
	事業者	事業継続計画(BCP)等の策定

1. 果たすべき責任

事業者は、災害による大きな被害を受け場合も重要業務を継続できるように、事業継続計画(BCP)を定めるなど、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。また、市は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

2. 達成目標

事業継続計画(BCP)の策定による、災害時の事業継続の推進。

3. 手法

1 企業防災対策を推進する

【商工担当部局】

被災による業務中断という事態に積極的に備え、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続させるために事前に事業継続計画(BCP)を策定し、運用するよう努める。

(1) 事業者

事業者は、重要業務を継続させるため、事業継続計画(BCP)を策定・運用に努めるとともに、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業者の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、企業防災の推進に努める。

また、災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止すための従業員の帰宅困難者対策の推進にも努める。

(2) 市及び府

市及び府は、事業者の事業継続計画(BCP)の策定や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報

提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取り組みを支援するとともに、事業者の防災力向上を促進する。なお、市は、商工会と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第4節 災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査研究を行う

実施担当	<u>危機管理担当部局</u> 消防本部 <u>農林担当部局</u> <u>建設担当部局</u>	災害危険箇所の調査、防災対策の研究・調査の実施
	市民・事業者	地域の災害危険箇所の把握、防災対策の研究・調査の実施

1. 果たすべき責任

市及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

2. 達成目標

防災力を適格に評価する。

3. 現況

ハザードマップを全戸配布し、「地域版ハザードマップ」、「ため池ハザードマップ」、「地域安全マップ」等を作成し、市の災害に対する現状を把握し、適切な防災対策を継続的に実施している。

4. 手法

1	災害危険箇所の調査を行う
---	--------------

【消防本部、農林担当部局、建設担当部局】

(1) 災害危険箇所の調査

地震等による二次災害を含んだ崩壊、地すべり、火災等の災害発生のおそれがある地域を把握して、行為規制等の必要な措置を講じるための現況調査及び危険箇所の巡回等災害予防上必要な措置に関する調査とする。

① 事前調査の基準

ア 河川の巡回及び災害予防上必要な措置については、水防法の定めるところにより行う。

イ 地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び砂防法に基づく指定区域の行為規制その他災害予防上必要な措置については、関係機関と協力し万全を期する。

ウ 危険地域、危険物施設、防火対象物の予防査察及び災害予防上必要な措置について

ては、消防法の定めるところにより行う。

- エ 上記の他、適宜最新の知見に基づいた防災アセスメント調査等の実施により、二次災害を含めた災害の危険性のある地域を把握する。

(2) 事前調査の方法と災害予防措置

ア 水害予防関係

この事項に関しては、「第2章 第6節 水害予防対策を強化する」による。

イ 土砂災害防止関係

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流等土砂災害が予想される地区においては、平常時及び降雨時に巡回し、市民からの連絡、通報と併せて、事前に市民の避難指示等適切な措置をとるよう努める。

なお、詳細は「第2章 第7節 土砂災害の予防対策を推進する」による。

ウ 火災防ぎよ体制

木造建物が密集し、消防水利の不足している地域では、火災防ぎよ体制を確立する。これに基づき訓練並びに警防活動を特に厳重に実施して、防火に努める。

なお、詳細は「第2章 第3節 火災予防対策を推進する」による。

エ その他の災害予防

防災アセスメント調査等により把握された災害の危険性のある地域について災害の防止又は災害を最小限に止める対策を検討し、ハード面のみならずソフト面についても有効な対策をとるよう努める。

2

防災対策の研究を行う

【危機管理担当部局、消防本部】

(1) 関係機関との地域防災計画に係わる情報交換

国、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における地域防災計画に係わる情報については、努めて連絡を密にし、防災計画や防災計画に係わる調査研究の情報を交換する。

(2) 防災に関する学術刊行物、一般刊行物の収集整理

防災に関する学術刊行物については、隨時、収集整理に努める。また、防災に関する一般刊行物についても随时、収集整理に努める。

(3) 市の防災上問題となる事項の研究

市の防災上問題となる事項については、特に研究を実施するように努める。該当事項としては、次のような事項があげられる。また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用に努める。

- ・地震
- ・台風
- ・洪水
- ・地すべり、崖崩れ、土石流
- ・情報通信

(4) 災害記録の保存

災害記録は、防災対策の実施や防災アセスメントの見直しを行う際の貴重な資料である。今までの災害記録を体系的に整理し直し、また、今後の災害記録をどのように記録し、どのような形で保存すればよいか等を検討する。

5. 整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

- ア 定期的な災害危険箇所の調査の実施
- イ 継続的な防災対策研究の実施
- ウ 防災対策の適切な評価
- エ 土木構造物及びため池堤体の耐震対策の研究

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能を強化する

実施担当	<u>各所管施設等部局</u>	都市の防災機能の強化に <u>係る</u> 各所管施設の整備
	市民・事業者	市が行う各種防災対策事業に対する理解と協力

1. 果たすべき責任

市及び関係機関は、災害に強い都市基盤を形成するため、防災空間の整備や市街地の面的整備・土木構造物・施設の耐震・耐水対策等防災機能の強化に努める。

市民・事業者は、災害に強いまちづくりのための施策に参加・協力する。

関係法令

都市計画法、都市公園法、都市再開発法、建築基準法、土地改良法、土地区画整理法、宅地造成等規制法、河川法、砂防法、地すべり等防止法、下水道法、水道法、地震防災対策特別措置法、都市緑地法、生産緑地法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、道路法、農業用ため池の管理及び保全に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

2. 達成目標

(1) 防災空間の整備

- ア 市民1人当たりの都市公園等面積を20m²とする。（平成7年7月 都市計画中央審議会答申）
- イ 市域の主要幹線道路等について、緊急交通路、避難経路及び延焼遮断帯としての整備を行う。

(2) 都市基盤施設の防災機能の強化

- 避難場所について、備蓄倉庫、応急給水設備を整備する。

(3) 災害に強いまちづくりの整備促進

- 災害に強いまちづくり促進区域を解消（不燃化、耐震化）する。

(4) 土木構造物の耐震対策の推進

- 全ての土木構造物における災害危険性の軽減を図る。

(5) ライフライン災害予防対策

- ア 主要管路の多重化・耐震化
- イ 主要施設の耐震化を図る。

3. 現況

- (1) 防災空間の整備を実施
- (2) 都市基盤施設の防災機能の強化を実施
- (3) 災害に強いまちづくりの整備促進を実施
- (4) 土木構造物の耐震対策の推進
- (5) ライフライン災害予防対策を実施

4. 手法

1 防災空間の整備を図る

【各所管施設等担当部局】

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン（平成17年1月改訂）」を活用するものとする。

また、「災害危険度判定調査」の実施及び市民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

(1) 防災空間の整備

避難場所・避難経路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るために、公園・緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備及び充実に努め、防災空間を確保する。また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

① 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備及び充実を推進する。都市公園の整備及び充実に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府都市整備部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府都市整備部公園課）を参考にするものとする。

なお、避難場所の整備については、「第2章 第7節 避難収容体制を整備する」参照

ア 広域避難場所となる都市公園の充実

広域的な避難の用に供するおおむね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積10ha以上となるものを含む。）を充実する。

イ 一時避難場所となる都市公園の充実

近隣の市民が避難する面積1ha以上の都市公園を充実する。

ウ 災害救援活動の拠点となる都市公園の充実

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

エ その他防災に資する身近な都市公園の充実

緊急避難の場所となる街区公園等を整備する。

② 道路の整備

ア 幹線道路をはじめとする新規道路、広域農道等の整備を行い、多重ネットワーク

形成に努める。

- イ 避難経路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去に努める。

③ 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

④ 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等として防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

2 都市基盤施設の防災機能を強化する

【農林担当部局、建設担当部局】

公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

(1) 避難場所・避難経路となる都市公園等における災害応急対策に必要な施設（備蓄倉庫、応急給水設備、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置

(2) 災害時の河川水の消火・生活用水としての利用を行うための施設の整備促進

(3) ため池等農業水利施設の防災機能の強化（ため池耐震対策の推進）

3 災害に強いまちづくりの整備促進を図る

【建設担当部局】

市は、関係機関等と連携し、防災性向上を図る必要のある「災害に強いまちづくり促進区域」に指定されている本町・長野町と三日市町駅周辺の2区域において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」の考え方を踏まえて、整備計画を策定し、大阪府と連携のもと、それぞれの市街地の特性を考慮し、下記の諸施策の実施に向けて、大阪府に都市計画道路河内長野駅前線の整備を要望するとともに適切な事業手法の適用や、規制誘導などにより、災害に強いまちづくりを進める。

(1) 各種規制・誘導

- ア 防火地域等の指定
イ 民間賃貸住宅建設融資等の斡旋
ウ 耐震改修促進計画による耐震診断等の推進

(2) 各種事業実現に向けた方策検討

- ア 土地区画整理事業
イ 街路事業
ウ 道路事業
エ 公園事業 等

4 土木構造物の耐震対策を強化する

【農林担当部局、建設担当部局】

自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

(1) 基本的考え方

- ア 施設構造物の耐震対策にあたっては、
 - a 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - b 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。
- イ 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市域の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- ウ 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体としての機能確保に努める。
- エ 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- オ 軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮し、適切な対策工法の実施に努める。

(2) 道路施設

道路橋、高架道路、橋梁等の耐震対策を実施する。

特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき、補強計画を策定し補強対策を実施する。

(3) 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、点検に基づき対策等に努める。

(4) ため池施設

市は、府が実施するため池等農業用施設の耐震性調査・診断について、ため池管理者とともに連携を図り、推進していく。また、「土地改良施設耐震対策計画（案）」（大阪府環境農林水産部）に基づき、耐震対策の実施に努める。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

(5) 公園・緑地

公園・緑地については、斜面地の点検等に基づき対策等に努める。

5 ライフラインの災害予防対策を強化する

【建設担当部局】

市及び府は、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(1) 上水道

① 施設の耐震化

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- ア 上水道施設については、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針解説」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。
- イ 重要度の高い施設の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し耐震管路網の整備に努める。

② 施設の維持保全

常時監視、並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

③ 施設の計画的な整備

施設の老朽度・重要度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努める。

ア 施設の新設・増設にあたっては、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。

イ 補強・再整備にあたっては、緊急度等(危険度、安全度、重要度)を考慮して進める。

ウ 管渠、ポンプ場、処理場、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。

(※府では削除)

エ 流域下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう府と調整を図つておく。

(3) 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

ア 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

(ア) 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

(イ) 電線共同溝(C・C・BOX)は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

イ 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

6

電力施設設備の強化・保全を図る

【関西電力送配電株式会社】

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

ア 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保を図る。

イ 電力供給系統の多重化を図る。

ウ 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

エ 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

7

ガス施設設備の強化・保全を図る

【大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社、LPガス事業者】

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

ア ガス施設(供給所等)について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。

イ 都市ガス事業者は、中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継ぎ手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリ

エチレン管の使用を促進する。

- ウ ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- エ 都市ガス事業者は、施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

8 電気通信施設設備の強化・保全を図る

【西日本電信電話株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社】

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

- ア 豪雨、洪水のおそれのある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。
- イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
- ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置とする。
- ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- エ 市等の重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

9 災害発生時の廃棄物処理体制の確保を図る

【災害廃棄物担当部局】

府及び市は、災害発時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

(1) し尿処理

- ア 市は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- イ 市は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- ウ 市は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害

対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。

エ 市は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

オ 市は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

カ 市及び府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

(2) ごみ処理

ア 市は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

イ 市は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

ウ 市は、災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。

エ 市は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

オ 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

カ 府は、市町村間等の協力体制の整備について支援する。

(3) 災害廃棄物等の処理

ア 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。

イ 市又は府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。

ウ 市又は府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

エ 市又は府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

5. 整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① 上水道施設整備事業の推進

ア 施設の耐震化

　・管路の耐震化

イ 応急対策施設の整備

　・応急対策資機材の充実

　・応援受入拠点の整備

② 道路整備事業の推進

ア 国道371号バイパスの整備促進

(2) 早急に整備すべき事項

- ① 道路・橋梁施設点検、道路・橋梁の整備
- ② 道路整備事業の推進
 - ア 堺市方面へのアクセス道路の整備促進
 - イ 大阪河内長野線の整備促進
 - ウ 大阪南部高速道路の整備促進
- ③ 公園・緑地整備事業の推進
 - ア 寺ヶ池公園整備事業
 - イ 公園法面の防災工事
 - ウ 緑地保全
- ④ 上水道施設整備事業の推進
 - ア 施設の耐震化
 - ・主要構造物の耐震化診断
 - ・主要構造物の耐震化補強
 - イ 情報管理システムの整備
 - ・情報通信システムの整備（マッピングシステムの拡充）

⑤ 下水道施設整備事業の推進

- ア 下水道施設（污水・雨水管渠、ポンプ施設、処理場）の新規整備に伴う耐震化

(3) 今後整備すべき事項

- ① 救援活動拠点公園の整備
- ② 土地利用計画の推進
 - 「土地利用計画図」参照
- ③ 市街地整備事業の推進
 - ・本町・長野町地区整備事業（府による都市計画道路河内長野駅前線の整備を伴う。）
 - ・市街化農地宅地化支援事業
- ④ 道路橋梁の整備
 - ・道路・橋梁の施設点検

* 資料5-2 緊急交通路路線(図面と路線一覧表)

第2節 建築物の耐震対策を強化する

実施担当	<u>建設担当部局</u>	所管施設及び民間施設の耐震化・不燃化の促進、安全化等の指導
	<u>教育担当部局</u>	所管施設及び文化財施設の耐震化・不燃化の促進、安全化等の指導
	<u>市有建築物所管部局</u>	市有建築物の耐震化の促進
	消防本部	建築物安全化の促進、指導
	市民・事業者	所有建築物の耐震化・不燃化の推進、文化財に対する防災意識の高揚

1. 果たすべき責任

市及び関係機関は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、安全性の指導等に努める。市民・事業者は、自らが所有する建築物の耐震化・不燃化に努める。

関係法令

建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、公営住宅法、文化財保護法、地震防災対策特別措置法

2. 達成目標

(1) 建築物の耐震対策の促進

市域における昭和56年以前に建築され、現在の建築基準法等の耐震関係規定（新耐震基準）に適合していない建築物について、耐震診断及び必要な耐震改修の促進を図る。

(2) 建築物の安全性に関する指導等

「災害危険区域」の指定による建築物の構造制限を遵守する。

(3) 都市型水害対策の促進

豪雨による地下駐車場等の地下空間の浸水防止について啓発する。

3. 現況

(1) 建築物の耐震対策を実施

(2) 建築物の安全性に関する指導等を実施

(3) 河内長野市既存民間建築物耐震診断改修補助制度の実施

4. 手法

1 建築物の耐震対策を強化する

【市有建築物所管部局、建設担当部局、教育担当部局】

市及び関係機関は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」並びに「河内長野市耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年の新耐震基準(建築基準法)が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進と建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を計画的に実施する。また、ブロック塀等の安全対策や家具などの転倒防止対策等の促進に努める。

(1) 市有建築物

ア 市有建築物について、防災上の重要度に応じて順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。

イ 市営住宅について、計画的な建替事業や耐震改修を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。

ウ 公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

エ ブロック塀等の安全対策、天井等の非構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図る。また、ガラス飛散防止、ロッカー・家具等の転倒防止対策等を講ずる。

(2) 民間建築物

ア ブロック塀等工作物の安全化や安全なすまい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

イ 必要に応じ、所有者が行う耐震診断や木造住宅の耐震改修に対する助成（河内長野市既存民間建築物耐震診断補助制度・河内長野市木造住宅耐震改修補助制度）に

努め、診断・改修の促進を図る。

- ウ 耐震化の情報提供や相談体制の整備に努める。
- エ 施設管理者は、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。また、ガラス飛散防止、ロッカー・家具等の転倒防止対策等を講ずる。

2

建築物の安全性に関する指導と福祉的整備を推進する

【建設担当部局】

建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- (1) 「災害危険区域」（府建築基準法施行条例第3条）の指定による建築物の構造制限等
- (2) 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- (3) 液状化対策の啓発

3

地下空間の浸水防止を啓発する

【建設担当部局】

ホームページ等で地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための具体的な事例等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

4

文化財を災害から保護する

【教育担当部局、消防本部】

かけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- (1) 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- (2) 所有者等に対する防災意識の徹底
- (3) 予防体制の確立
 - ア 初期消火と自衛組織の確立
 - イ 関係機関との連携
 - ウ 地域住民との連携
- (4) 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - ア 消防用設備等の設置促進
 - イ 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

5. 整備すべき事項

(1) 繼続して整備すべき事項

指定文化財保存事業において防災対策を推進する。なお、指定文化財保存施設等の耐震性を考慮する。

(2) 早急に整備すべき事項

市有建築物の耐震診断結果に基づき、耐震改修の計画的な実施を図る。

(3) 今後整備すべき事項

- ア 老朽民間建築物の建替え・耐震補強に対する支援
- イ 老朽市有建築物の建替え・耐震補強の実施

第3節 火災予防対策を推進する

	消防本部・消防団	火災予防査察、火災予防活動の促進・指導
実施担当	<u>農林担当部局</u>	林野火災予防対策の推進
	市民・事業者	出火防止及び初期消火のための対策の実施

1. 果たすべき責任

市は、市街地、林野における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。市民・事業者は、自ら火災予防対策の推進に努める。

関係法令

消防組織法、消防法、河内長野市火災予防条例、建築基準法、森林法、地震防災対策特別措置法

2. 達成目標

建築物による延焼火災及び林野火災の発生ゼロをめざす。

3. 現況

- (1) 火災の状況
- (2) 防火対象物の現況

4. 手法

1 火災予防のための指導を実施する

【消防本部】

(1) 防火管理者

防火管理者の資格取得の推進及び防火管理者（甲種）再講習の受講促進を図る。

また、事業者等の防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施、消防用設備等の設置・点検・維持管理、火気取り扱いの監督、収容人員等の適正管理、従業員に対する防火教育、火災、地震、その他の災害発生時の自衛消防組織の充実、その他管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理体制の推進を図る。

(2) 危険物取扱者

危険物取扱者に対し危険物施設に係る予防規程の作成、危険施設の定期点検、消防施設の維持管理、従業員への安全な危険物の取り扱い等の保安教育、火災、地震その他の

災害発生時の応急対策その他危険物施設の適正管理に必要な業務を適切に実施するよう指導の徹底を図る。

(3) 市民等

住宅火災の発生とこれによる死者の発生を防止するため、市民に対し住宅防火の必要性について周知徹底を図るとともに、地震時の二次災害を防止するため市民一人ひとりが適切に行動できるよう防災意識の高揚を図る。

	2 火災予防検査を実施する
--	---------------

【消防本部】

(1) 立入検査

- ア 通常検査 防火対象物の規模、危険性等に応じ、定期的に位置、構造、設備及び管理の状況について、法令等の履行状況を検査する。
- イ 特別検査 必要に応じその都度期間、防火対象物の種別、検査内容を指定して検査する。

(2) 違反処理

立入検査において把握した防火対象物並びに危険物施設の法令等の違反に対し、火災危険の状況に応じて関係者に警告、命令、告発等を行う。

	3 建築物等の火災予防対策を強化する
--	--------------------

【消防本部】

一般建築物、高層建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 一般建築物

① 火災予防査察の強化

一般建築物について消防法（第4条）に基づく立入検査を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の維持管理状況等について、改善指導する。

② 防火管理者制度の推進

学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者による防火管理上必要な業務が適切に行われるよう指導する。

- ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- ウ 火気取り扱いの監督、収容人数の管理など

③ 消防設備士等による消防設備設置維持管理の徹底

防火対象物の消防用設備の設置及び維持管理に対し重要な役割を果たす消防設備士及び消防設備点検資格者から提出される着工届及び点検結果報告等の受理、審査を通じて、設備設置維持管理の徹底を図る。

④ 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

⑤ 市民、事業者に対する指導

市民、事業者に対し、住宅用火災警報器の設置及び点検、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具・電気器具の取り扱い、感震ブレーカー等の普及の徹底を図る。また、広報活動や消防合同訓練などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

⑥ 開発行為者に対する指導

開発行為者に対し、消火栓・防火水槽・消防活動空地を設置するよう指導する。

(2) 高層建築物等

消防法等に基づき、消防用設備等の維持管理、共同防火管理協議事項を定め統括防火管理者及び統括防災管理者の選任、防炎規制など、所有者等に対し火災の未然防止について指導する。

① 対象施設

下記に示す高層建築物等

- ア 高さが31mを超える建築物
- イ 消防法施行令別表第1（抄）に掲げる建築物で、管理権原の分かれている消防法で規定された防火対象物

② 所有者等に対する指導の強化

- ア 消防用設備等の点検・整備の指導
- イ 教育訓練の実施

③ 共同防火管理体制の確立

管理について権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制を構築し共同防火管理協議事項を規定するよう指導する。

④ 防炎規制

高層建築物や劇場などで使用する防炎対象物品については、防炎性能を有するものを使用するよう指導する。

⑤ 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

4

林野の火災予防対策を強化する

【消防本部、消防団、農林担当部局】

林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

(1) 監視体制等の強化

- ア 火災警報の発令、周知徹底
- イ 森林法に基づく火入れの許可
- ウ たき火等の制限
- エ 乾燥シーズンにおける林野パトロールの実施

(2) 啓発宣伝の充実

- ア 住民、事業者に対する啓発
- イ ハイカーを対象とした出火防止啓発宣伝の実施

5. 整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① 住宅火災による死者の低減

一般住宅等に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及促進を図り、住宅火災からの死者の低減を図る。

② 火災予防指導・査察の強化

消防職員の総力をあげ、立入検査、違反処理により法令違反対象物等の是正を行う。

③ 林野火災対策

たき火、たばこのポイ捨て等の予防看板の設置を行う。

また、林野における位置把握のため、林野防ぎよ図を作成し、消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。ア 林野における位置把握のため、林野防ぎよ図の整理を行う。

* 資料2-2 過去10年間の火災件数と損害額

* 資料7-4 施行令規制防火対象物数

第4節 ライフライン確保体制を整備する

実施担当	上下水道部	災害応急復旧体制の整備
	事業者	災害応急復旧体制の整備

1. 果たすべき責任

市は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制の整備に努める。

関係法令

都市計画法

2. 達成目標

(1) 上水道

上水道施設の耐震化を図り、災害時の対策として次の目標を達成する。

ア 重要水道施設や基幹管路(導・送・配水管本管)及び市内重要施設への配水管の耐震化を優先し、被害を最小限にくい止め、応急復旧が迅速となるように整備する。

イ 災害時における応急給水の目標水量を確保できるように整備する。

ウ 災害時における応急給水の目標運搬距離(給水場所)を確保できるように整備する。

(2) 下水道

下水道施設の耐震化を図り、災害時における次の目標を達成する。

管路予防保全対策により平常時から、点検、補修に努め、災害時の被害を最小限にとどめる。

3. 現況

(1) 上水道

現状の主な管路整備（更新）は、移設工事・老朽管更新となっており、応急給水の目標水量や目標運搬距離の確保を考慮した水道施設更新や管路更新が求められる。

(2) 下水道

大和川下流南部流域下水道計画と整合を図り、汚水施設の幹線整備と面整備を推進し、雨水施設は、浸水被害等の予測される地域について整備を進める。

地震対策：管渠の耐震化

4. 手法

1 上水道の防災対策を強化する

【上下水道部】

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア 水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報伝達設備の整備により、情報連絡体制を強化する。
- イ 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- ウ 関係協力団体との協力体制を整備する。
- エ 応急復旧活動マニュアル等を整備する。
- オ 管路図等の管理体制を整備する。
- カ 被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材等の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 相互応援体制の整備

震災時に迅速な復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市は府及び大阪広域水道企業団と互いに協力して、大阪府水道震災対策中央本部及びブロック本部のもとに応急対策を行うものとする。

2 下水道の防災対策を強化する

【上下水道部】

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに今後、施設管理台帳の電子化に努める。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア 災害時に必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- イ 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市間及び民間との災害時維持修繕協定などの協力応援体制を整備する。

3 市民への広報活動を行う

【上下水道部】

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、需要家の意識の向上を図る。市は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排水の制限等について広報する。

5. 整備すべき事項

(1) 繼続して整備すべき事項

- ア 上水道施設については、次の災害予防対策を行う。
 - (ア) 水道施設の充実
 - a 浄送配水施設等の改修
 - b 災害備品の充実
 - (イ) 関係協力団体との協力体制
 - a 水道工事業者（指定工事店等）との協力体制の整備
 - (ウ) 応急復旧活動マニュアル等の整備
 - a 管路台帳
 - b 主要施設台帳
 - c 分散管理
- イ 下水道施設については、次の災害予防対策を行う。
 - (ア) 新規整備に当たっては、耐震用資材を使用する。
 - (イ) 老朽施設については、重要度の高いものから改築を行う。

(2) 今後整備すべき事項

- ア 水道施設について、大阪広域水道企業団水の送水ルートを現状の1分岐から、危機管理対策上の観点からも、もう1ルートを増設する第2分岐の整備を推進する。
- イ 下水道施設について、老朽施設の長寿命化対策を講ずる。
- ウ 上水道施設については、次の災害予防対策を行う。
 - (ア) 応急対策情報交換システムの整備
 - a 応急対策資機材データベース
 - b 応急対策作業状況

4 電力防災対策を強化する

【関西電力送配電株式会社】

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- イ 対策要員の動員体制を整備する。
- ウ 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- イ 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- ウ 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- エ 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

- 単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。
- ア 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- イ 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

(5) 市民への広報

飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

5 ガス防災対策を強化する

【大阪ガス株式会社・河内長野ガス株式会社、L P ガス事業者】

(1) 応急復旧体制の強化

- ア 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- イ 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - (ア) 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - (イ) 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- ウ 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区的二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- エ 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- オ 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- カ ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- キ 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- ク L P ガス事業者は、災害発生の予防、災害発生時のL P ガスの二次災害の防止と需要者のガス供給確保のために、設備面及び体制面等において総合的な災害予防対

策を図る。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- イ 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- ウ 消火・防火設備の整備充実に努める。
- エ 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他の機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。

(5) 市民への広報

大阪ガス株式会社及び河内長野ガス株式会社は、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

6

通信防災対策を強化する

【西日本電信電話株式会社】

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア 災害発生時において、通信を確保し又は被害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- イ 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- ウ 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- エ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(3) 防災訓練の実施

- ① 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次にあげる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作

才 電気通信設備等の災害応急復旧
カ 消防及び水防
キ 避難及び救護

(4) 協力応援体制の整備

① 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

② グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

(5) 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等に係る通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

(6) 市民への広報

災害時の通信幅の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害時における注意事項及び通信に関する情報について広報する。

第5節 交通確保体制を整備する

実施担当	道路担当部局	所轄道路施設の応急点検体制の整備
	公共交通担当部局	
	事業者	所轄道路施設・鉄道施設等の応急点検体制の整備

1. 果たすべき責任

道路管理者、公共交通事業者は、災害時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努める。

また、交通の確保にあたっては、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るよう努める。

関係法令

都市計画法、道路法、道路交通法、土地改良法

2. 達成目標

- (1) 各主要道路における障害物除去のための資機材の整備
- (2) 「災害時交通確保体制マニュアル（仮称）」の作成

3. 現況

- (1) 市所轄道路における道路パトロール及び実施体制の強化を実施
- (2) 道路管理者（大阪府）及び公共交通事業者との連絡体制の強化を実施

4. 手法

1 道路施設の交通確保のための体制を整備する

【道路担当部局、公共交通担当部局、大阪府】

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

2 鉄軌道施設の交通確保のための体制を整備する

【南海電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社】

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

3 乗合旅客自動車の交通確保のための体制を整備する

【南海バス株式会社】

災害時におけるバスの運行途絶は市民生活に与える影響が大きいため、利用者の安全確保を最優先として、可能な限り運行の確保に努めるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図る体制を整備する。

5. 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

① 道路応急復旧体制の確保

災害時における応急工事等を早急に実施する体制を整備する。

第6節 水害予防対策を強化する

実施担当	上下水道部	下水道の整備
	<u>農林担当部局</u>	農地防災対策の推進
	<u>危機管理担当部局</u> <u>建設担当部局</u>	浸水災害対策の推進及び準用河川等の改修
	<u>南河内農と緑の総合事務所滝畠ダム分室</u>	<u>滝畠ダムの適正な運用</u>

1. 果たすべき責任

市及び関係機関は、河川・ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

関係法令

河川法、下水道法、水防法、地震防災対策特別措置法、土地改良法、農業用ため池の管理及び保全に関する法律

2. 達成目標

- (1) 時間雨量 河川50mm、ため池120mmに耐える施設を構築する。
- (2) 水防ため池の改修率を100%にする。
- (3) 外水・内水氾濫による人的被害をゼロにする。

3. 現況

- (1) 河川の改修を実施
- (2) 洪水ハザードマップの作成
- (3) 地域版ハザードマップの作成
- (4) 内水ハザードマップの作成
- (5) ため池ハザードマップの作成
- (6) 下水道の整備を実施
- (7) 農地防災対策を実施

4. 手法

1 河川の改修を推進する

【建設担当部局】

市及び府は、管理する一級河川・準用河川等の改修や貯留施設の維持保全を推進する。

2 水害防止対策を強化する

【危機管理担当部局、建設担当部局】

府が行う洪水予報、洪水浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

(1) 府の対応

ア 府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。

イ 府は、水防法の規定に基づき、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川を指定し、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行う。

ウ 府は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について避難判断水位（特別警戒水位）及び危険水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは到達情報を発表する。

エ 府及び近畿地方整備局は、市長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

オ 府は、洪水予報河川又は避難判断水位（特別警戒水位）を定めた河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。現在、市に關係する河川では石川

が洪水予報河川に、西除川が避難判断水位（特別警戒水位）設定河川に指定され、それぞれ浸水想定区域図が公表されている。

(ア) 石川洪水浸水想定区域図（平成15年4月、府が公表）

水防法の規定により石川の外水氾濫による洪水浸水区域と浸水深を示した図であり、おおむね100年に1回程度起こる大雨（1時間雨量77.7mm）を想定して作成されている。

(イ) 石川洪水浸水想定区域図（支川を含む参考図）（平成15年4月、府が公表）

石川だけでなく、石川の支川（大阪府管理河川）の外水氾濫も考慮した浸水区域と浸水深を示した図であり、(ア)と同様におおむね100年に1回程度起こる大雨（1時間雨量77.7mm）を想定して作成されている。

(ウ) 西除川洪水浸水想定区域図（令和元年11月、府が公表）

水防法の規定により西除川の外水氾濫による浸水区域と浸水深を示した図であり、おおむね100年に1回程度起こる大雨（24時間雨量233.9mm、1時間雨量75.8mm）、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（24時間雨量904.1mm、1時間雨量102.5mm）を想定して作成されている。

(エ) 石川洪水浸水想定区域図

※令和2年度更新予定

(2) 市の対応

① 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

市は、浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、説明会、ハザードマップ等により、市民に周知するよう努める。ハザードマップ作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。

- ア 区域内における浸水した場合に想定される危険度並びに水深
- イ 洪水予報又は避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達方法
- ウ 市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川における、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等の公表
- エ 市及び府は、公表された洪水リスクをわかりやすく住民に周知するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じる。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。
- オ 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- カ 浸水想定区域内の主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設についての名称、所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法

② 防災対策計画の実効性の確保

洪水浸水想定区域内に位置し、本計画に名称を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、洪水における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」を作成する。また、作成した計画及び、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する。

市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

(3) 水防管理者の対応

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

3 地下空間の浸水災害対策を推進する

【危機管理担当部局、建設担当部局】

浸水が発生した場合は、地上の浸水深の大小にかかわらず地下駐車場等では大きな浸水被害が生じるため、地下空間対策が必要となる。

(1) 情報の提供

地下駐車場、ビルの地下施設等の地下空間の分布把握に努め、地下空間の管理者等に対して、気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

また、地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、気象警報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、気象に関する情報等の入手に努める。

(2) 浸水防止対策の促進

地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための具体的な事例等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

(3) 避難体制の整備

地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導体制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

4 下水道の雨水対策を強化する

【上下水道部】

市街地における浸水被害の解消を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

5 農地の湛水被害を防止する

【農林担当部局、南河内農と緑の総合事務所滝畠ダム分室】

水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

(1) 農地関係湛水防除

農業用排水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

(2) 水防ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、水防ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、慣行権者と協議の上改修補強工事を実施する。

(3) 滝畠ダム

洪水調節により農地の冠水被害を防止するため、滝畠ダムを適正に運用する。

5. 整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① ため池点検

毎年6月に目視での漏水の有無、施設の老朽化の度合い、草刈り等の維持管理が良好に行われているかを府と一体となって点検し、管理者に対してため池の状況を把握してもらうとともに、是正項目があればその事項も含めて、結果を通知する。

(2) 早急に整備すべき事項

① 河川改修

増水等により河川機能に影響のある箇所について、緊急性等を総合的に判断しながら、保全対策を推進する。

② 排水路整備・用悪水路改良

浸水対策として、水路及び管渠の整備に努める。また、用悪水路の改良を推進する。

③ ため池の防災対策

大雨によるほか、地震による破堤被害も考えられることから、今後も維持管理並びに予防対策の啓発を推進する。

ア 気象情報（大雨情報）におけるため池管理者への減水対策の実施

イ ため池の防火用水としての確保

ウ ため池の災害に係る危機管理対策の推進

(3) 今後整備すべき事項

① 河川改修

河川機能の維持管理のため護岸工事や、河川水量を調整するため、大規模開発用地の造成に伴って設けられた調整池の機能回復等、治水対策を図る。

② ため池対策

ア 順次計画的に老朽化のため池について慣行水利権者・ため池管理者と協議のうえ、整備を推進する。

イ 利用されなくなったため池については、災害の発生の原因とならないような方法（堤体の除去、埋立等）について、慣行水利権者・ため池管理者と協議を行う。

* 資料9-1 市内各河川の状況

* 資料9-2 水防ため池一覧

* 資料9-3 滝畠ダムの概要

第7節 土砂災害の予防対策を推進する

実施担当	<u>危機管理担当部局</u>	災害に関する情報収集伝達、避難の指示・勧告、警戒避難体制の整備
	<u>建設担当部局</u>	宅地造成事業の予防対策、災害危険区域の把握、対策事業の推進 土砂災害危険箇所・区域の把握、砂防事業の推進
	<u>農林担当部局</u>	山地災害危険地区の把握、治山事業の推進
	<u>市民・事業者</u>	危険区域の周知、警戒避難体制整備の協力

1. 果たすべき責任

市及び関係機関は、土砂災害を防止するため危険箇所の実態を調査し的確に把握するとともに、地域住民への周知徹底に努める。

また、災害発生時において円滑に避難活動等が実施できるように、あらかじめその体制を

整備しておく。

関係法令

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、砂防法、宅地造成等規制法、森林法、建築基準法、地震防災対策特別措置法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、森林経営管理法

2. 達成目標

次の対策を実施し、土砂災害による死者ゼロをめざす。

- (1) 土砂災害危険区域について対策事業による施工を実施する。
- (2) 防災のための住宅移転・補強促進事業等の制度を適用する。
- (3) 気象情報に基づいた迅速な避難体制を整える。

3. 現況

(1) 急傾斜地崩壊危険区域（箇所）の現況

「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領（平成11年11月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）」により、抽出された急傾斜地崩壊危険箇所は平成25年8月現在、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰが64箇所、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱが113箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲが28箇所の合計205箇所ある。

そのうち、市には、急傾斜地の崩壊により災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に基づき、府が指定した急傾斜地崩壊危険区域が平成21年3月24日現在13箇所ある。

さらに、建築基準法第39条に基づき、大阪府建築基準法施行条例第3条により急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険区域以外の箇所についても、急傾斜地の崩壊による危険が著しい箇所については、災害危険区域として府が指定する。市の災害危険区域は、11箇所あり、これらは全て急傾斜地崩壊危険区域である。

(2) 地すべり危険箇所の現況

市では、地すべり等防止法第3条に基づき、地すべりによる災害を防止するため国土交通大臣（農林水産大臣）が指定した地すべり防止区域は、平成21年3月24日現在未指定である。

また、法指定ではないが、「地すべり危険箇所調査要領」（平成8年10月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）に基づき、抽出された地すべり危険箇所は平成21年3月24日現在15箇所である。

(3) 土石流危険渓流の現況

市には「土石流危険渓流及び土石流危険渓流調査要領（案）」（平成11年4月、建設省河川局砂防部）により、抽出された土石流危険渓流は、平成25年8月20日現在、土石流危険渓流Ⅰが55渓流、土石流危険渓流Ⅱが120渓流、土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲが45渓流の合計220渓流ある。

(4) 山地災害危険地区の現況

「山地災害危険区域調査要領」（林野庁18林整治第520号（平成18年7月3日付））に基づき実施した調査の結果、市においては平成20年4月1日現在「山腹崩壊危険地区」が99地区、「崩壊土砂流出危険地区」が102地区の合計201地区ある。

(5) 宅地造成工事規制区域の現況

府及び関係機関は、人口増加による丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い土砂災害が生じるおそれのある著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を、宅地造成

等規制法に基づく宅地造成工事規制区域として指定を行い、がけ崩れや土砂の流出等の防止を図っている。市では、4,365haの区域が指定されている（平成19年4月1日現在）。

(6) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の現況

市では、土砂災害防止法第7条に基づき、急傾斜地の崩壊で1,469箇所、土石流で210箇所又、土砂災害防止法第10条に基づき急傾斜地の崩壊で1,465箇所、土石流で189箇所を大阪府が指定している。（令和2年6月15日現在）

(7) 警戒避難体制の現況

① 情報の収集伝達体制

ア 気象情報・災害情報の収集

(ア) 府防災情報システム

(イ) 府危機管理室（無線及びファクシミリ）

(ウ) NTT西日本（有線）

イ 水防に関する情報

(ア) 常時監視体制

常時巡回員が巡回し、水防管理者に報告する。府管理河川については、水防管理者は、富田林土木事務所に連絡し、必要な措置を求める。

(イ) 非常警戒

水防管理者は、既往被害箇所、その他特に重要な箇所を中心に巡回し、異常があれば、富田林土木事務所、南河内地域防災監、南河内農と緑の総合事務所に報告する。

ウ 避難勧告等の伝達

(ア) 種類

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の伝達

(イ) 伝達手段

テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線等、エリアメール、ソーシャルネットワークサービス（フェイスブック、ツイッター、ラインなど）

エ 避難場所の確保

避難所が2kmを超える代替避難所のない地区として、石見川、小深、太井、鳩原、流谷、加賀田、唐久谷があげられる。

これらの地区については、一時的に安全な避難場所の確保に努める。

② 土砂災害危険箇所及び危険区域の周知について

土石流危険渓流については、現地看板を設置し、急傾斜地崩壊危険箇所については、災害ハザードマップで周知に努めている。

4. 手 法

1 急傾斜地崩壊対策を強化する

【建設担当部局、大阪府】

(1) 行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）においては、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は急傾斜地法に基づき規制し、保全（府の許可要）を図るとともに、居住建物については建築基準法に基づき建築制限を行う。

(2) 対策事業の実施

府は、急傾斜地崩壊危険区域での崩壊対策工事の進捗を図るとともに、危険箇所においても危険度が高く、急傾斜地崩壊危険区域指定の可能な箇所から対策工事を順次実施している。

(3) 防災のための住宅移転の実施

「がけ地近接等危険住宅移転事業（国土交通省）」と「防災のための集団移転促進事業（内閣府）」の2つの制度を推進する。

(4) 市及び府は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。

(5) 市管理危険箇所の対策（緑地等）

(6) その他急傾斜地安全対策

2 地すべり対策を強化する

【建設担当部局】

(1) 行為の制限

関係機関は、地すべり防止区域内においては、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長、若しくは誘発する原因となる行為は、地すべり等防止法第18条に基づき行為の制限を行う。

(2) 対策事業の実施

近畿地方整備局及び府は、地すべり防止区域での地すべり対策工事の進捗を図るとともに、危険箇所においても危険度が高く、地すべり防止区域指定の可能な箇所から対策工事を順次実施している。

(3) 市及び府は、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努める。

3 土石流対策（砂防）を強化する

【建設担当部局】

府では、昭和57年8月10日付建設事務次官通達「総合的な土石流対策の推進について」に沿って、従来の土石流危険渓流に対する防災対策を進めている。

さらに、平成元年10月9日付建設省事務連絡「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査（案）について」に沿って、平成2年度より土石流危険渓流の調査を行い、調査結果に基づき、渓流ごとに土石流防止対策を図っていく。

また、市及び府は、「土石流危険渓流及び危険区域」の把握・周知に努める。

4 山地災害対策を強化する

【農林担当部局、大阪府】

国・府は森林法により森林の維持造成を通じ、山地災害の未然防止に努めている。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、立木の伐採、林外搬出などの対策推進や、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

市及び府は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し市民に配布するなど、周知に努める。

5

宅地造成工事規制区域内における工事許可申請を受ける

【建設担当部局、大阪府】

宅地造成工事規制区域内で行う宅地造成工事に関する工事について、造成主は工事着手前に市又は府の許可を受けなければならない。市又は府では工事の許可申請のあった場合は、法律で定める技術基準に適合しているかを審査し、適合している場合は許可される。また、工事完了後の検査も実施される。

6

土砂災害警戒区域等における防災対策を推進する

【建設担当部局、危機管理担当部局、大阪府】

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域等における防災対策

① 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行っている。

② 指定区域内での開発規制

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限する。

③ 建築物の構造規制

土砂災害特別警戒区域においては、建築物の構造が安全なものとなるように構造規制を行う。

④ 建築物の移転等の勧告

土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

⑤ 住宅移転及び補強の実施

「がけ地近接等危険住宅移転事業」及び「土砂災害特別警戒区内不適格住宅補強事業」の制度を推進する。

⑥ 警戒避難体制等

ア 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。

イ 警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。

ウ 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

エ 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

府は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知するとしている。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条、27条、29条)

(7) 防災対策計画の実効性の確保

土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、土砂災害における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項等を定めた「避難確保計画」を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する。

市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

(8) 土砂災害警戒区域等の周知

市及び府は土砂災害警戒区域等の指定箇所の周知に努める。

(2) 土砂災害警戒情報の作成・発表

府は、大阪管区気象台と連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市町村長が防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知する。また、土砂災害警戒情報の事前情報として土砂災害警戒準備情報を府独自で発表するとしている。

7

警戒避難体制を整備する

【危機管理担当部局、建設担当部局、農林担当部局、大阪府】

(1) 避難体制の整備

関係住民が安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

① 危険区域（箇所）の周知

土砂災害に係る危険箇所について、図面表示等を含む形での地区別の防災に関する総合的な資料（ハザードマップ等）の活用を図るとともに、危険区域及び危険箇所における看板等の設置の推進、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催等により地域住民に周知する。

② 自主防災組織の結成及び育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動が迅速かつ円滑に実施できるよう関係住民の協力を得て自主防災組織の結成及び育成に努める。

③ 警報装置等の整備

雨量観測に必要な雨量計を設置するとともに、区域内の住民の避難が円滑に行われるよう警報装置、防災行政無線同報系を整備する。

④ 予警報及び避難命令の伝達体制の確立

警戒避難基準雨量に基づいて、予警報及び避難命令を迅速かつ的確に地元住民に伝達できるよう、体制を確立する。

(2) 危険区域（箇所）の防災パトロール及び点検の実施

関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険区域（箇所）の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には、隨時パトロールを実施し、当該危険区域（箇所）について的確に把握するものとする。

（3）情報収集及び伝達体制の整備

気象予警報等の情報収集に努め、収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、防災行政無線等の伝達機器の整備を進めるとともに、地域住民への伝達手段、手順、ルートを定めておく。

なお、危険箇所周辺に避難行動要支援者の自主避難が困難な者の施設がある場合における情報伝達にも十分配慮する。

（4）避難経路等の整備

ア ハザードマップ等により、危険区域（箇所）ごとの範囲、人口、世帯数、避難行動要支援者の人数等についてあらかじめ実態を把握し、関係住民が安全に避難できるよう避難所、避難場所、避難経路を選定するとともに、関係住民に周知する。

イ 避難所、避難場所、避難経路の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ・がけ崩れ、土石流等の被害を受けるおそれのないこと
- ・洪水氾濫等の水害を受けるおそれのないこと
- ・危険区域の人家からできるだけ近距離にあること

（5）防災知識の普及

関係住民に対し、日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、防災行事や防災訓練の実施に努める。

8

複合災害への対応に備える

【危機管理担当部局、各部局】

複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が起こり得ることを想定し、被害を軽減する対策を講ずる。

（1）複合災害が発生した場合において、災害にあたる要員、資機材等について、不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

（2）様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

（3）複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努め、連携方策をあらかじめ定めておくものとする。

5. 整備すべき事項

（1）継続して整備すべき事項

① 土砂災害対策事業の実施

土砂災害危険箇所について、対策事業実施の優先順位を検討し整備を要望する。

(2) 早急に整備すべき事項

① がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

急傾斜地崩壊危険区域での既存不適格住宅について移転指導を行う。

② 土砂災害特別警戒区域内不適格住宅補強事業の推進

土砂災害特別警戒区域での既存不適格住宅について補強指導を行う。

③ 警戒避難体制の整備

ア 危険区域（箇所）の周知

土砂災害危険区域（箇所）が多い地区において、住民みずから危険箇所や避難ルート等を想定した地域安全マップの作成や避難訓練の実施等の支援を行う。

イ 警報装置等の整備

府は、約2km間隔でのテレメータ雨量計を配置し、雨量監視を行う。

監視局：富田林土木事務所、河内長野市役所

観測局（基）：千代田、天野、加賀田、美加の台、大師、西高、鳩原、岩瀬、石見川、天見、岩湧寺、金胎寺山（富田林市）、小吹（千早赤阪村）

ウ 危険区域（箇所）の防災パトロール及び点検並びに防災訓練の実施

エ 避難場所の確保

避難所が2kmを超える代替避難所のない地区7地区（石見川、小深、太井、鳩原、流谷、加賀田、唐久谷）について一時的に安全な避難場所の確保に努める。

④ 間伐材対策

間伐材の流出は、土石流の原因となり得ることから、間伐材の持ち出し及び枝打ちの清掃等に努める。

また、伐採後の植林を早急に行いうよう指導する。

* 資料8-1 避難場所一覧

* 資料9-4 土砂災害用語の定義

* 資料9-6 土砂災害危険箇所等一覧

第8節 危険物等の災害予防対策を強化する

実施担当	消防本部	危険物等施設の把握、査察指導
------	------	----------------

1. 果たすべき責任

市は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物等施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。危険物等施設の管理者は、関係法令を遵守する。

関係法令

消防法、高压ガス保安法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 等

2. 達成目標

危険物等に起因する災害等を防除し、市民の安全を確保する。

3. 現況

危険物等施設は次の5つに分けられる。このうち、市の規制する施設は、危険物に係る施設、高圧ガスに係る施設、火薬類に係る施設である。

- ・危険物に係る施設
- ・高圧ガスに係る施設
- ・火薬類に係る施設
- ・毒物劇物に係る施設
- ・放射性同位元素に係る施設

4. 手法

1 危険物災害予防対策を強化する

【消防本部】

(1) 規制

- ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 危険物施設内の危険物の取り扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- ウ 関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取り締まりを実施する。

(2) 指導

- ア 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ 災害時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講じるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア 大規模な危険物施設事業者に対し、自衛消防隊の組織化の推進、活動要領の策定など自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業者等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

2 高圧ガス災害予防対策を強化する

【消防本部】

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など適切な災害予防対策が講じられるよう、啓発活動等を実施する。

(1) 規制

- ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

- イ 高圧ガスの取り扱いについては、有資格者が実施するよう徹底させる。
ウ 関係機関と連携して、高圧ガス車両の一斉取り締まりを実施する。

3 火薬類災害予防対策を強化する

【消防本部】

関係法令による規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など適切な災害予防対策が講じられるよう、啓発活動等を実施する。

(1) 規制

立入検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

4 毒物・劇物災害予防対策を強化する

【消防本部】

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

5 放射性同位元素に係る災害予防対策を強化する

【消防本部、危機管理担当部局】

核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第16条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、府地域防災計画の原子力災害対策（総則、原子力災害予防対策、原子力災害応急対策、原子力災害復旧対策）に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

5. 整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

ア 日頃の震災対策を含めた、きめ細かい危険物対策の指導を推進する。

* 資料7-5 地区別危険物製造所等現有状況(設置許可数)

第3章 災害への適切な対応

第1節 市及び関係機関の防災体制を整備する

実施担当	<u>危機管理担当部局</u>	総合的防災体制の整備の実施
	<u>危機管理担当部局</u> 消防本部	防災活動拠点の整備
	市民・事業者	自主防災組織の活動

1. 果たすべき責任

市及び関係機関は、平常時から自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

2. 達成目標

災害時に防災体制が確保できる状態にする。

3. 現況

- (1) 「災害時職員初動マニュアル」を作成
- (2) 職員防災訓練の定期的な実施

4. 手法

1 組織体制と配備体制を整備する

【危機管理担当部局】

市域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図る。また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

市と府は、災害情報を一元的に把握し共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組み、発災後の退職者や民間の人材活用など、人材の確保について検討するものとする。

(1) 組織体制

① 危機管理課参事会

市の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

〔組織〕

危機管理課

各部局（議会事務局、総合事務局、会計課を除く）より概ね1名（危機管理課

参事)

※部局内選定の優先度として、第一に防災に関係する担当課長、第二に避難所担当課長を選出する。

② 災害警戒本部

市域で気象予警報等の発表があり軽微な災害が発生するおそれのある場合、又は市域で震度4程度の地震を観測したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対応を実施するために設置する。

[組織]

<u>本部長</u>	<u>副市長（危機管理担当）</u>
<u>副本部長</u>	<u>その他の副市長、教育長</u>
<u>本部員</u>	<u>危機管理監、総務部長、総合政策部長、福祉部長、市民保健部長、都市づくり部長、環境経済部長、消防長・消防団長、教育推進部長、生涯学習部長、上下水道部長、議会事務局長、行政委員会総合事務局長、会計管理者</u>

③ 災害対策本部

市域で中規模又は大規模な災害が発生したとき、震度5弱以上を観測したとき、災害救助法の適用を要する災害が発生したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

[組織]

<u>本部長</u>	<u>市長</u>
<u>副本部長</u>	<u>副市長、教育長</u>
<u>本部員</u>	<u>危機管理監、総務部長、総合政策部長、福祉部長、市民保健部長、都市づくり部長、環境経済部長、消防長・消防団長、教育推進部長、生涯学習部長、上下水道部長、議会事務局長、行政委員会総合事務局長、会計管理者</u>

④ 現地災害対策本部【現地本部長及び本部員：災害対策本部長が指名する者】

災害の地域的特性に応じ、災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進する必要があるときは、災害地付近に現地災害対策本部を設置する。

(2) 配備体制

① 配備基準

ア 事前配備体制

- ・台風が本土に接近し、市域に影響するおそれがあるとき。
- ・市域に災害発生のおそれがある気象警報等が発表されたとき。
 - (ア) 大雨警報
 - (イ) 暴風警報
 - (ウ) 暴風雪警報
 - (エ) 洪水警報
 - (オ) 大雪警報
- ・石川洪水注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。
- ・住民の自主避難要請があるとき。

イ 警戒配備体制

- ・市域に災害発生のおそれがある気象警報等が発表され、かつ、市域に小

規模な災害が発生し始めたとき又は発生するおそれがあるとき。

- (ア) 大雨警報
- (イ) 暴風警報
- (ウ) 暴風雪警報
- (エ) 洪水警報
- (オ) 大雪警報
- (カ) 石川洪水警報
- (キ) 土砂災害に関するメッシュ情報（注意）

- ・避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）を発令するとき。
- ・市域で震度4を観測したとき。
- ・その他、副市長が必要と認めたとき。

ウ 非常配備体制

- ・市域に中規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり、警戒配備体制では対処できないとき。
- ・市域に氾濫危険情報、又は土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ・避難勧告（警戒レベル4）を発令するとき。
- ・市域で震度5弱以上を観測したとき。
- ・南海トラフ地震に係る警戒宣言が発せられたとき。
- ・その他の状況により市長が必要と認めたとき。

エ 緊急配備体制

- ・市域に大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり、非常配備体制では対処できないとき。
- ・避難指示（緊急）（警戒レベル5）を発令するとき。
- ・市域で震度6弱以上を観測したとき。
- ・災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。
- ・その他の状況により市長が必要と認めたとき。

② 勤務時間外における動員体制

ア 職員の参集

職員は、①の配備基準に基づき、参集する。

イ 緊急配備体制要員の指名

災害発生後、速やかに応急対策を実施できる体制を整えるため、本庁及び所定の施設に短時間で参集可能な職員を緊急配備体制要員として指名する。

ウ 地域サポーター（防災）

各避難所の近傍に居住し、閉庁時等に災害が発生した際に各避難所を開錠し、避難・福祉部担当職員が配置されるまでの間、避難所開設等を行う職員をいう。

エ 当直者

当直者は、職員が参集するまでの間、情報の連絡等の任務を行う。

2

災害情報等の事前準備をする

【危機管理担当部局】

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報とい

った避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にした「河内長野市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、住民への周知及び意災害予防対策に努める。

3 防災拠点機能等の確保、充実を推進する

【危機管理担当部局、消防本部】

発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

(1) 司令塔機能の整備

市及び防災関係機関は、災害対策本部室等の司令塔機能施設を整備するよう努める。

また、代替施設の選定などのバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。また、拠点施設が災害時に被害を受けないよう、非構造部材を含む耐震化を推進する等、対策の実施について配慮する。

(2) 災害対策本部用備蓄

十分な期間の発電が可能となるよう、燃料供給に関する協定の締結や燃料の備蓄等に努める。また災害対策本部用として、飲料水・食糧等を備蓄する。

4 地域防災拠点を整備する

【危機管理担当部局、消防本部】

市は、当該市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

また、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図るものとする。

- ・物資輸送拠点：地域活性・交流拠点 道の駅「奥河内くろまろの郷」、大阪府立長野高等学校等
- ・消防活動拠点：消防防災拠点施設
- ・備蓄拠点：各避難所

5 装備資機材等の備蓄を推進する

【危機管理担当部局、消防本部、各部局】

二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

(1) 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

(2) 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

(3) データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

6

防災訓練を実施する

【消防本部、危機管理担当部局】

市をはじめ関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、避難行動要支援者や女性の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を自主防災組織等と連携しながら継続的に実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練及び防災計画、各種マニュアルに反映させるよう努める。

(1) 総合的防災訓練の実施

市は、関係機関及び自主防災組織等、市民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消防・救急救助、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練を実施する。その際、市民の参加とともに、自主防災組織等の役割を踏まえた実践的な訓練を想定し、市、防災関連組織が連携した地域防災力の向上を図る訓練とする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや性的少数者等、男女双方の視点と性の多様性に十分配慮するよう努める。

(2) 実践的な防災訓練の実施

訓練される側が事前にシナリオを知らざりまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練、冬季・夜間といった実施時間等具体的な設定等の導入を図る。

(3) 関係機関の訓練の実施

市をはじめ関係機関は、組織動員、避難、通信、消防・救急救助、医療、ライフライン対応、緊急輸送、災害警備、水防、林野火災対策、危険物災害対策等に係る訓練を単独又は共同で実施する。

7

職員等の防災対応力の向上を図る

【消防本部、危機管理担当部局】

市及び関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、職員等への防災教育を充実するとともに、消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

(1) 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を図るために、職員に対し防災教育を実施する。

① 教育の方法

- ア 業務継続計画（B C P）の周知
- イ 講習会、研修会等の実施
- ウ 見学、現地調査等の実施
- エ 各種訓練等の実施

② 教育の内容

- ア 地域防災計画及び業務継続計画（B C P）における各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例と地域の災害危険度
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の適用
- キ 図上訓練の実施
- ク その他必要な事項

8

広域防災体制を整備する

【消防本部、危機管理担当部局】

平當時から、大規模災害を視野に入れ広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

(1) 市町村間災害相互応援協定の整備

他市町村との災害相互応援協定に基づく協力体制を整備する。

- 中河内・南河内12市町村災害相互応援協定
- 橋本市、五條市、多治見市、米子市との応援協定
- 堺市・南河内9市町村災害時相互応援協定

(2) 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備

国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受け入れ体制の整備を図る。

9

自衛隊の災害派遣に対する連絡体制を整備する

【危機管理担当部局】

大災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平當時から連絡調整窓口の徹底、連絡方法など連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

10

自治体被災による行政機能の低下等への対策を推進する

【全部局】

大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることをも視野に入れて、必要な体制整備に努める。

(1) 被災者支援システムの活用

被災者支援システムの活用に努める。

(2) 業務継続の体制整備

あらかじめ定めた業務継続計画（B C P）に基づき、自らの業務継続のための体制整備を行う。

(3) 相互応援体制の強化

相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

(4) 応援・受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

① 応援・受援計画の目的

支援をする業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

② 計画に定める主な内容

ア 組織体制の整備

イ 受援担当者の配置

ウ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ

エ 人的応援に係る担当部局との調整

オ 災害ボランティアの受入れ

カ 人的支援等の提供の調整

キ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ

ク 人的・物的資源の管理及び活用

5. 整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① 広域防災体制の整備

市町村間災害相互応援協定の締結

② 中枢組織体制の整備

「災害時職員初動マニュアル」による職員防災訓練の定期的実施

③ 地域防災拠点の整備

救援活動拠点の整備

④ 装備資機材等の備蓄

⑤ 人材の育成

* 資料1-2-1 災害対策本部の部及び班の名称・業務概要(地震・風水害)

* 資料1-3 災害警戒(災害対策)本部の部及び班の役割分担(地震・風水害)

* 資料1-4 動員報告書

* 資料1-5 緊急配備体制における初期活動(地震)

* 資料1-6 災害初期活動(風水害)

* 資料12-1 災害時相互応援協定

第2節 情報収集伝達体制を強化する

実施担当	<u>危機管理担当部局</u> 消防本部	災害情報収集伝達システムの基盤整備の推進 災害広報体制の整備の推進
	<u>広報広聴担当部局</u> <u>危機管理担当部局</u>	災害広報広聴体制の整備の推進
	市民・事業者	災害時の通報及び正確な情報の収集伝達

1. 果たすべき責任

市及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達共有体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALE R T）と市町村防災行政無線を接続するなど、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを活用する。

2. 達成目標

大災害時においても必要な情報が、迅速かつ的確に入手、伝達・共有できる体制を整備する。

3. 現況

- (1) 災害情報収集伝達システムの基盤整備を実施
- (2) 土砂災害情報相互通報システムの整備を実施
- (3) 災害広報体制の整備を実施

4. 手法

1 災害情報収集伝達システムの基盤整備を推進する

【危機管理担当部局、消防本部】

無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、大阪府と相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

(1) 防災情報システムの充実

災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、市は観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障を来さないよう情報システムの機能充実に努める。また、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステム

を活用して以下の機能の実現を図る。

- インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達
(防災ポータルサイトの設置など)
- 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- 大阪府防災情報システムを活用した気象観測情報や土砂災害警戒情報、被害情報の共有
- 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- Jアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

(2) 無線通信施設の整備

災害時の応急活動に係る情報通信の重要性を考慮して、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

- ① 市防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実
- ② 消防無線のデジタル化整備充実
- ③ 災害時優先電話の指定
- ④ 衛星電話、地域FM、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備
- ⑤ 衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保

(3) 情報収集伝達共有体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。

① 情報収集伝達体制の整備

消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

また、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努めるとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

② 伝達手段の多重化・多様化

様々な環境下にある住民や職員に対し、災害関連情報が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図る。

- ア 防災行政無線（戸別受信機を含む）
- イ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- ウ テレビ
- エ ラジオ（コミュニティFM放送を含む）
- オ Jアラート（災害情報共有システム）
- カ ポータルサイトのウェブページやメール
- キ ソーシャルネットワークサービス（SNS）
- ク 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）
- ケ 防災アプリ

2 災害広報体制を整備する

【広報広聴担当部局、危機管理担当部局】

放送事業者、通信事業者等は、災害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

また、府等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位等の状況
- イ 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- カ 災害用伝言サービス利用の呼びかけ

(4) 避難行動要支援者にも配慮した、多様できめ細やかな広報手段の確保

3 報道機関との協力体制を確保する

【広報広聴担当部局】

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

4 災害時の広聴体制を整備する

【広報広聴担当部局、危機管理担当部局】

(1) 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

(2) 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市、防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

5. 整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① 消防高所カメラの設置

消防本部においてカメラ映像情報の収集

(2) 早急に整備すべき事項

① 災害情報収集伝達システムの基盤整備

通信システムの整備

② 災害広報体制の整備

災害広報の事前準備

第3節 消防・救急救助体制を確保する

実施担当	消防本部・消防団	災害時の消防・救急救助体制の整備の推進
	市民・事業者	災害時の消防・救急救助活動の補助体制の整備

1. 果たすべき責任

市及び関係機関は、災害による被害を最小限にとどめるため、消防・救急救助体制の整備に努める。市民・事業者は、初期消火に努め、救助に参加する技術を修得する。

2. 達成目標

人的・物的被害を極小化する。

3. 現況

「河内長野市消防計画」において、特に地震時の体制を明記し、非常時の体制を整備している。

一方、市の消防力（令和2年4月現在）を「消防力の整備指針」と比較すると、ポンプ車等の主力機械については、おおむね充足しているが、消防職員・団員については不足している状況である。

4. 手法

1 消防力の充実を図る

【消防本部】

大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消防・救急救助体制の一層の充実に努める。

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための通信指令設備など、総合的消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保

ア 府地域防災計画に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」に基づき、消防水利の確保に努める。

イ 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓・防火水槽を配置する。

ウ 河川、ため池、農業用水路などの自然水利や、プールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など消防水利の多様化を推進する。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎよ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

地域居住者を優先に青年層への入団促進を積極的に行い、若手リーダーの育成を図り、組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

消防団屯所や消防団車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材の強化を図る。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

エ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

2 広域消防応援体制を確保する

【消防本部】

地震等大規模災害の発生に備え、府内及び隣接市町村と応援協定を締結しているほか、速やかに緊急消防援助隊を受け入れるため、消防組織法、緊急消防援助隊運用要綱及び大阪府緊急消防援助隊受援計画に基づき策定した緊急消防援助隊河内長野市受援計画により、効果的な消防活動ができるよう、受入れ体制及び緊急消防援助隊に係る体制の運用・整備に努める。

3 連携体制を確保する

【消防本部】

府、河内長野警察、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制など、消防・救急救助活動を円滑に行うための体制整備に努める。また、市や府が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

4 消防の広域化及び消防の連携・協力を推進する

【消防本部】

消防の体制の整備及び確立に向け、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化及び消防の連携・協力を推進する。

5. 整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① 消防力の充実

主力機械の増強・更新並びに人員の充実を図る。

② 消防水利の充実

消火栓の設置はもとより、防火水槽、耐震性貯水槽、ため池等の整備事業を推進し、消防水利の多様化を図る。

③ 高度救命救急体制の整備

今後ますます増大する救急事案における救命率の向上を図るため、救急救命士の養成を図り、高度救命救急体制を確立する。

(4) 消防組織の充実

複雑、多様化また増加する災害に対応するため、必要となる組織機構を確立する。

(2) 今後整備すべき事項

国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」や「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化及び消防の連携・協力を推進し、消防の体制の整備に努める。

* 資料7-1 消防本部・署組織図

* 資料7-2 消防団組織図

* 資料7-3 消防本部・消防署の事務分掌

* 資料7-6 消防力の現状

* 資料7-7 消防機関拠点位置図

* 資料7-9 消防相互応援協定締結状況

第4節 災害時医療体制を整備する

実施担当	医療担当部局 消防本部	災害時医療体制の整備
	市民・事業者	災害時の医療活動の補助体制の整備

1. 果たすべき責任

市及び関係機関は、災害時に迅速かつ適切な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら災害時医療体制を整備する。

2. 達成目標

災害医療と救急医療の充実を図る。

3. 現況

- (1) 災害時における医療救護活動についての協定を、河内長野市医師会と締結、医療機関の被災状況等について、医師会との連絡体制の整備を実施
- (2) 災害時の歯科医療救護に関する協定を、河内長野市歯科医師会と締結
- (3) 災害時の医療救護活動に関する協定を、河内長野市薬剤師会と締結
- (4) 災害時における医療救護活動についての協定を、国立病院機構大阪南医療センターと締結
- (5) 富田林保健所と連携して災害時の活動について会議を実施
- (6) 市内の医療関係機関の医師と救急隊との意見交換会や合同研修会の実施
- (7) 近畿大学病院のドクターカーとの合同訓練を実施し、大規模災害に備え、救急活動の能力の向上と医療関係機関との連携強化に努めている

4. 手法

- 1 医療救護活動体制の構築を図る

【医療担当部局】

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の市民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて、被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し、市をはじめ府内の全ての医療機関が最大限の活動を実施できるよう整備する。

(1) 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

① 活動及び活動場所の分類

次の2種類の活動及び活動場所に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災市民等の健康管理等を行う。

② 考え方

ア 医療機関を、できるだけ「救護所」と位置付け、医療救護班・物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

(2) 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

ア 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

イ 広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

ウ 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

エ 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急性にあつた適切な患者の搬送・受け入れを行う。

2

医療機関の情報伝達体制を整備する

【医療担当部局】

医療関係機関は相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 広域災害・救急医療情報システムの整備

市及び医療関係機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 連絡体制の整備

市及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

(3) その他

市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

3 現地医療体制を整備する

【医療担当部局】

市は、災害時に医療関係機関と協力して医療救護班を編成し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の負傷者等が発生した場合や、医療機関の被害により被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、医療救護体制の整備を図る。また、医療救護班の派遣について、ドクターカーをはじめドクターへリの活用を含め、搬送体制を平常時から整備する。

(1) 医療救護班の種類と構成

市及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を編成する。

市医師会及び医療関係機関の医療救護班の構成及び編成は適宜行うものとする。

なお、災害発生直後に災害拠点病院が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性をもった、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（D M A T）を含むものとする。

(2) 医療救護受入窓口の設置

市は、医療救護班の派遣などがスムースに達成できるように、受入窓口を保健センター等に設置する。

(3) 救護所（応急救護所、医療救護所）の設置場所

救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

- ア 集中して負傷者が出る地域
- イ 医療機関
- ウ 学校の保健室
- エ 避難所
- オ その他救護所の設置が必要な場所

4 後方医療体制を整備する

【医療担当部局】

大災害発生時、大阪南医療センターをはじめとする市域の病院が、負傷者の適切な医療を可能にするため、次の措置を講ずる。

さらに、府内の災害拠点病院、災害医療協力病院、特定診療医療センターとの連携を図るものとする。

- ア 医療施設の建築物等の耐震診断の推進を図る。
- イ 医療施設で耐震性に課題のあるものは、当該機関において耐震構造化等について、その対応に努める。
- ウ 医療施設の医薬品・各種資機材、医療機器等の設置には、転倒・転落防止を行うなど、大震災に耐えられるよう整備を推進する。
- エ 負傷者が極めて多数の場合、市域の病院等は後方医療活動に徹し、外部支援の医療関係者に救護活動を依頼することが必要になるため、市医師会及び関係機関とあらかじめ調整を図る。
- オ 大規模災害時には、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、手術・検査

- ・飲料用の水や診察機器等を作動するための電気並びに既入院患者をはじめとする病院関係者への食事等を確保するためのガス等の供給が途絶えることを想定し、これに備える。自家発電装置を有する医療機関にあっても、水冷式であるが故に水道の供給停止とともに使用不可能となるケースもあることから、これを空冷式にするなど実用に適したものにする必要がある。
- カ 全ての医療機関は、防災体制や災害時の応急対策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。
- キ 市医師会及び関係機関と調整し、市の医療拠点となる施設の確保に取り組む。

5 医薬品等を確保する

【医療担当部局】

市は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

(1) 病院等との在庫協定

市医師会等関係機関を通じ、医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについて協力を依頼する。

(2) 医薬品供給業者との協定

緊急な場合の医薬品等の供給に備えて、医薬品供給業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。

(3) 府の供給体制による確保

市は、府の確保している医薬品、医療用資器材及び輸血用血液の供給を要請する。

① 医薬品等の確保体制の整備

ア 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

- ・災害拠点病院等での病院備蓄
- ・卸業者及び製造業者による流通備蓄
- ・府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄

イ 医薬品等の供給体制の整備

日本赤十字社大阪府支部、医療関係機関等と協力し、被災地への迅速かつ的確な搬送など医薬品等の供給体制を整備する。

6 緊急輸送手段を確保する

【医療担当部局、消防本部】

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 病院付近の道路の整備

災害時における負傷者、医薬品、医療用資器材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急交通路を結ぶ道路及び橋梁の整備に努めるほか、災害時用臨時ヘリポートとを結ぶ道路の整備に努める。

(2) 病院を中心とする道路の取り締まり等の強化

病院を中心とする主要道路は、警察署の協力を得て、通行妨害等となっている駐車車両を排除して、偶発的災害に備えるとともに、広報等で市民に充分な理解を得るよう努める。

(3) 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

また、定期的な人工透析が必要な慢性腎不全患者や災害による急性腎不全患者に対する人工透析等の適切な医療を確保するための体制についても、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

(4) 医療救護班の搬送

救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

(5) 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(6) 広域搬送拠点の抽出

広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、適切な広域搬送拠点をあらかじめ抽出しておく。

7

関係機関との協力体制を確立する

【医療担当部局、消防本部】

(1) 地域医療連携の推進

市内の医療関係機関や近畿大学病院との意見交換会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

5. 整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

- ① 災害時医療救護体制の整備
- ② 市の災害時医療拠点として、「市町村災害医療センター」の指定

(2) 早急に整備すべき事項

- ① 医薬品業者との医薬品供給に関する協定締結

* 資料6-1 主な市内医療機関及び救急病院一覧

* 資料6-2 市内歯科医院一覧

* 資料6-3 主な薬品調達先

第5節 緊急輸送体制を整備する

実施担当	道路担当部局	緊急交通路の選定と整備・点検
	車両管理部局	緊急輸送手段の確保

	市民・事業者	災害時の交通規制に対する協力
--	--------	----------------

1. 果たすべき責任

市及び関係機関は、災害発生時に消防・救急救助並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

2. 達成目標

- (1) 緊急交通路の整備・点検を実施する。
- (2) 緊急通行車両を指定する。

3. 現況

- (1) 陸上輸送体制の整備を実施
- (2) 輸送手段を確保
- (3) 緊急交通路を指定

4. 手法

1 陸上輸送体制を整備する

【道路担当部局】

(1) 緊急交通路の選定

災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

① 広域緊急交通路（府選定）

- ア 府県間を連絡する主要な道路
- イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路及び接続道路
- ウ 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

② 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、災害医療協力病院及び避難所等を連絡する道路

(2) 緊急交通路の整備

緊急交通路の道路管理者は、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急交通路網の整備を図る。

(3) 震災時の応急点検体制等の整備

緊急交通路の道路管理者は、平常時からその安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(4) 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に發揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

(5) 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

2 輸送手段の確保体制を整備する

【車両管理部局】

市は、陸上輸送などの輸送手段を確保するための体制や震災時における運用の手段を整備する。必要に応じ、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、運送事業者等の施設の活用など体制整備を図り、非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

(1) 車両などの把握

市及び防災関係機関は、緊急時において確保できる車両などの配備や運用をあらかじめ計画し、緊急通行車両として使用する車両については、府公安委員会（河内長野警察署交通課）に事前届出の申請手続きを行い、事前届出済証の交付を受ける。

① 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- ア 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両。
- イ 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両。
- ウ 使用の本拠の位置が府内にある車両

② 届出済証の返還

次の場合、速やかに河内長野警察署長を経由して届出済証を返還する。

- ア 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- イ 当該車両が廃車となったとき。
- ウ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

(2) 調達体制の整備

市、その他の防災関係機関は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両事前届出」を行う。

3 交通規制・管制体制を整備する

【道路担当部局】

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に備えて、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

4 災害時用臨時ヘリポートを指定する

【危機管理担当部局】

市は、災害時の救助、救護活動、緊急物資等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離発着できるヘリポートの選定、整備を行う。

(1) ヘリポートの選定

災害時用臨時ヘリポートの選定は、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から次の条件を満たす場所から選定し、府に報告する。

- ① 地盤は、堅固な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)
- ② 地面斜度6度以内のこと。
- ③ 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積が確保できること。
[必要最小限の地積]
 - ◎大型ヘリコプター…100m四方の地積
 - ◎中型ヘリコプター…50m四方の地積
 - ◎小型ヘリコプター…30m四方の地積
- ④ 二方向以上からの離着陸が可能であること
- ⑤ 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- ⑥ 車両等の進入路があること。
- ⑦ 林野火災における空中消火基地の場合
 - ア 水利、水源に近いこと。
 - イ 複数の駐機が可能なこと。
 - ウ 補給基地が設けられること。
 - エ 気流が安定していること。

(2) ヘリポート施設の整備

市及び府は、災害時に他府県等(自衛隊・警察・消防等)からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

5. 整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

- ア 陸上輸送体制の整備
 - 国道371号バイパスの整備促進

(2) 早急に整備すべき事項

- ア 陸上輸送体制の整備
 - 清水・日野間を接続するふるさと農道の供用開始
 - 大阪河内長野線の整備促進、堺市方面へのアクセス道路の整備促進
 - 大阪南部高速道路の整備促進
- イ 輸送手段の確保体制
 - 運送業者との協定の締結
- ウ 交通規制・管制の整備
- エ 災害時用臨時ヘリポートの整備

* 資料5-1 公用車の保有状況

* 資料5-2 緊急交通路路線(図面と路線一覧表)

* 資料5-4 災害時用臨時ヘリポート

* 様式13-1 緊急通行車両事前届出書

* 様式13-2 緊急通行車両事前届出済証

第6節 要配慮者、避難行動要支援者の支援体制を推進する

実施担当	<u>各要配慮者者関係部局</u> <u>危機管理担当部局</u> <u>建設担当部局</u> <u>消防本部</u>	各要配慮者、避難行動要支援者対策の実施
	<u>河内長野市社会福祉協議会</u>	各要配慮者、避難行動要支援者対策の実施
	<u>市民・事業者</u>	家庭・職場での災害時の要配慮者、避難行動要支援者対策の推進

1. 果たすべき責任

市及び関係機関等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく被害を受けやすい、高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に配慮した施設や環境の整備を行い被害の軽減に努めるとともに、特に自ら避難することが困難で避難に支援を要する避難行動要支援者への対策として、災害対策基本法に基づき、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

2. 達成目標

避難行動要支援者を考慮した予防対策を実施し、避難行動要支援者の死者を最小限にする。健常者は避難行動要支援者に対し、最大の援助を行う。

3. 現況

関係機関を通じて、避難行動要支援者の把握と生活支援を推進している。

4. 手法

1 「福祉のまちづくり」としての整備・改善を推進する

【各要配慮者者関係部局、建設担当部局】

地域ぐるみの支援体制づくりを推進するため、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、河内長野市社会福祉協議会等の相互の連絡に努める。あわせて、避難行動要支援者の積極的な社会参加を促進し、だれもが住みよいまちづくりを進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」並びに同条例に準拠した「河内長野市福祉のまちづくりのための環境整備要綱」等に基づき、公共施設及び民間施設の不特定かつ多数の者が利用する建築物、道路、公園等の整備・改善を推進する。

また、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進を図るとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

2 社会福祉施設等における対策を強化する

【各要配慮者者関係部局、危機管理担当部局】

社会福祉施設における入所者や通所者の安全を確保するため、日頃から施設の改善や災害時の対応等について防災上安全な対策を講ずる。また、社会福祉施設等の管理者は、できる

だけ土砂災害、浸水等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。

(1) 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した総合的な防災計画を策定する。

なお、高齢者や障がい者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、福祉避難所の指定を進め、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要援護者の受入体制の確保など二次避難支援に努める。

(2) 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。また、訓練により、防災計画の有効性の確認を行い、必要に応じて見直すものとする。

(3) 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者や通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。常に、施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりをする。

(5) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

3

在宅の避難行動要支援者への対策を強化する

【各要配慮者関係部局、消防本部、危機管理担当部局】

(1) 在宅の避難行動要支援者への対策

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者支援対策を推進するため、国の「避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取り組み指針」に基づき、「災害時要援護者支援プラン指針」をより発展させたものとして「避難行動要支援者支援プラン」を改訂した。

(2) 避難行動要支援者の情報把握・共有化

災害発時における避難行動要支援者の安否確認や保健活動などのため、あらかじめ避難支援のための名簿を作成し、対象者の状況把握を行うものとする。また、把握した情報について、災害対策基本法及び個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するよう努める。

(3) 支援体制の整備

市は、事前に把握した要援護者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員、河内長野市社会福祉協議会、地域まちづくり協議会、福祉サービス事業者、ボラ

ンティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(4) 防災についての周知・啓発

広報等により避難行動要支援者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

① 避難行動要支援者及びその家族に対する周知

- ア 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- イ 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
- ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

② 地域住民に対する周知

- ア 自治会等において、地域住民の避難行動要支援者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- イ 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
- ウ 地域防災訓練等に避難行動要支援者及びその家族が参加するよう働きかける。

(5) 情報連絡手段の整備

防災上、情報入手が困難な聴覚障がい者などへ、情報伝達手段の支援などをすすめる。

(6) 安全機器の普及促進

防災上、介護支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等の防災機器の普及を促進する。

4

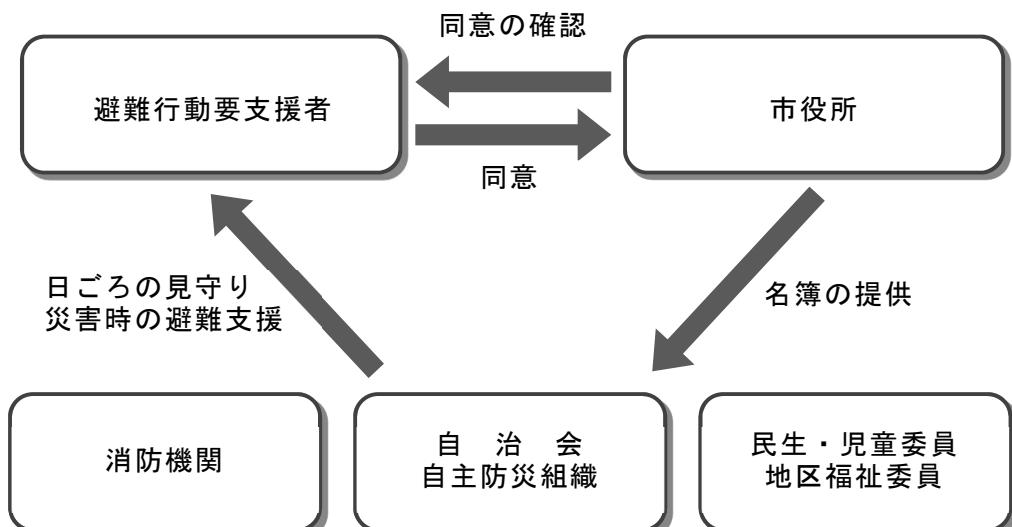
避難行動要支援者の避難支援体制を整備する

【各要配慮者関係部局、危機管理担当部局】

避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を行うため、市は、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、本計画に重要事項を定めることとしている。以下にその内容を示す。

(1) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供先として、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地区福祉委員、河内長野市社会福祉協議会、消防機関とする。
以下に、市における避難支援等関係者の枠組みを示す。



(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援を行うための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」を作成する。（災害対策基本法第49条の10 第1項）

なお、「避難行動要支援者名簿」についても、同法第49条の10 第1項に基づくものと位置付ける。

① 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

② 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

また、市で把握していない情報については、府その他の関係機関に対して、要配慮者に関する情報の提供を求ることとする。

なお、把握した情報について、災害対策基本法及び個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するよう努める。

③ 避難行動要支援者の範囲

市は、名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を下記に設定する。

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、市に、自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めた場合、市は避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿に掲載する。

自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者）

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- (ア) 要介護認定を受けている者（要支援1～2、要介護1～5）
- (イ) 身体障害者手帳1・2級の身体障がい者
- (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (オ) 障害者総合支援法による障害福祉サービス等を受ける難病患者
- (カ) 高齢者（75歳以上）のみの世帯の者
- (キ) 上記以外で市長が支援の必要と認めた者

(3) 名簿の管理

① 情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき遵守を徹底する。

また、災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を検討する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

② 名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持する。また更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。

(4) 名簿情報の提供及び漏えい防止

市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、名簿情報の提供にあたっては、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明したうえで、意思確認を行うものとする。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の適切な措置を講ずる。

- ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 一地区の自治会等に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう十分に説明する。
- ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられているを十分に説明する。
- エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう十分に説明する。
- オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう十分に説明する。
- カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう十分に説明する。
- キ 名簿情報の取り扱い状況の報告を求める。
- ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。

(5) 避難のための情報伝達

① 避難準備情報等の発令・伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令等を判断基準に基づき適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

② 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

＜情報伝達の例＞

- ・聴覚障がい者：FAXによる災害情報配信・聴覚障害者用情報受信装置
- ・視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- ・その他：メーリングリスト等による送信
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

市は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知することとする。

5 福祉避難所における体制を整備する

【危機管理担当部局、福祉施設関係部局】

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

同時に、避難行動要支援者の相談や介護・医療的ケアなどの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

6 福祉サービスの継続と関係機関の連携を強化する

【福祉サービス担当部局】

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

7 外国人等への対策を強化する

【要配慮者者（外国人等）対応部局】

外国人は、言葉に不自由なことや地理に不案内なことにより、また旅行者は地理に不案内なことにより、避難行動要支援者に位置付けられる。

これらの人々に対しては、避難行動要支援者として安心して行動できるような条件、環境

づくりが必要である。

(1) 関係機関等との連携

市は、大阪府や国際交流協会、商工会等の機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

(2) 情報発信等による支援

① 市内在住の外国人に対する支援

- ア 防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。
- イ 情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努め、広報活動、防災訓練等において、外国語でも実施すること並びに道路標示、避難場所表示等も絵文字（ピクトグラム）やローマ字併記とすることを検討していく。

② 外国人旅行者に対する支援

- ア 災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努める。
- イ 早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。
- ウ 観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

(3) 避難所における支援

市は、避難所の運営が円滑に多言語支援を行えるよう、国際交流協会と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。

5. 整備すべき事項

(1) 繼続して整備すべき事項

- ア 避難行動要支援者の把握、マップ作成等支援プランの作成
- イ 避難行動要支援者への巡回によるコミュニケーションづくり
- ウ 避難所運営マニュアルの作成
- エ 安全スペースの確保や家具の転倒防止策の啓発

第7節 避難収容体制を整備する

実施担当	危機管理担当部局	避難経路・避難場所・避難所の調査、選定
	避難所・避難場所担当部局 建設担当部局	避難経路・避難場所・避難所に指定された施設の整備及び災害時の機能面及び運用面の対応計画の策定
	市民・事業者	避難経路・避難場所・避難所の整備に対する協力及び周知

1. 果たすべき責任

市は、大規模な地震、市街地大火災、土砂災害、洪水等の災害から人命の安全を確保するため、避難経路、避難場所、避難所の指定・整備を総合的に推進するとともに、応急救助施設等の整備を行い、計画的な避難対策の推進を行う。

2. 達成目標

避難所・避難経路は、災害の種類に応じて、次に示す安全性、近接性、収容性、機能性を満足した整備を図る。

3. 現況

- (1) 市内の避難場所として、一時避難場所9箇所、広域避難場所1箇所、指定避難所41箇所、指定福祉避難所4箇所、協定福祉避難所20箇所、協定避難所5箇所が指定されている。
- (2) 川上公民館、天見小学校、滝畠ふるさと文化財の森センターは土砂災害に対して危険性があると判断される。
- (3) 避難所が2kmを超え代替避難所のない地区が、石見川、小深、太井、鳩原、流谷、加賀田、唐久谷の7地区ある。
- (4) 避難所及び広域避難場所等について周知を図るために災害ハザードマップを作成し、全戸に配布した。また、外国人・観光客向けのパンフレットも作成し、対象者に配布した。

4. 手法

1 避難場所・避難経路を指定する

【危機管理担当部局】

指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 火災時の避難場所、避難経路の指定

① 一時避難場所の選定

火災発生時に市民が一時的に避難できるおおむね0.5ha以上の空地を指定する。

② 広域避難場所の選定

ア 火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流等に対して避難者の安全を確保できること。特に、周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、おおむね10ha以上であること。ただし、10ha未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火災に対し有効な遮蔽ができる場合は選定する。

イ 広域避難場所の収容可能人数は、避難者一人あたりの必要面積をおおむね1m²に1人として算定する。共同スペース、緊急物資やゴミの置き場所も考慮する。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（アに該当するものを除く。）

- エ 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
オ 避難者が安全に到達できる避難経路と連絡されていること。
カ 一定期間、避難者の応急救護活動が実施できること。

③ 避難経路の選定

広域避難場所へ避難するための避難経路は、次の基準により選定する。

- ア 原則として幅員が15m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道
イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）
ウ 看板、自動販売機、ブロック塀等の落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないと認められること
エ 自動車の交通量が比較的少ないと認められること
オ 危険物施設等に係わる火災、爆発などの危険性がないこと
カ 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること
キ 通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること

(2) その他の避難場所及び避難経路の選定

浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難経路を選定する。

避難場所・避難経路の指定にあたり、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。

また、選定した避難経路、避難場所、避難所については、洪水、土砂災害ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあっては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

① 避難場所

浸水・土砂災害等の危険性のない場所であり、避難者1人当たりおおむね1m²以上を確保できる安全な空地

② 避難経路

土砂災害・浸水等により通行不能になるおそれがなく、避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

2

避難場所・避難経路の安全性の向上を図る

【建設担当部局、避難所・避難場所担当部局】

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難経路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

避難場所、避難経路は、火災時と浸水時等の災害により異なる場合があり、日頃の市民への周知とともに、案内板などの表記により判別できるように配慮する。また設置にあたっては、外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、英語等の外国語表記とともに、観光客

等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識等の設置に努める。

(1) **一時避難場所**

- ア 避難場所標識等による市民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入口の整備

(2) **広域避難場所**

- ア 避難場所標識の設置

避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に標識を設置するとともに、遠方から確認できるよう市街地の状況に応じ必要な広域避難場所についてランドマークを設置する。

- イ 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備

- ウ 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

- エ 複数の進入口の整備

進入口が不足しているため避難者が滞留するおそれがある場所については、拡幅、増設を行う。また、緊急物資の搬入についても考慮する。

(3) **避難経路**

- ア 火災に対する安全性の強化

- (ア) 避難経路の沿道は、避難者を市街地大火から守るため、有効な耐震・耐火建築物の整備及び緑化を促進する。

- (イ) 必要な箇所に貯水槽等の消防水利等避難者の安全に必要な施設を整備する。

- イ 避難経路の整備

橋梁の点検を行い、整備を行う。

- ウ 夜間照明

夜間停電時の避難を想定し、非常用夜間誘導灯の設置を行う。

- エ 落下・倒壊物対策の推進

- オ 誘導標識の設置

- カ 段差解消、誘導ブロックの設置等

3

避難所の指定と運営管理体制を整備する

【危機管理担当部局、避難所・避難場所担当部局】

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする市民を臨時に受入れることのできる避難所を指定、整備する。

また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

(1) **避難所の指定**

指定避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ア 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るために指定避難所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

- イ 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模

を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
一時避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するため、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理担当部局と福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(2) 福祉的整備

多人数の避難に供する施設の管理者は、「大阪府福祉のまちづくり条例」及び条例に準拠した「河内長野市福祉のまちづくりのための環境整備要綱」、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。また、スロープ等の改善を含め福祉仕様のトイレを設置するよう努める
(ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない)。

(3) 収容性の確保

避難所の収容可能人数は、収容可能面積から避難者1人あたりの必要面積を2m²として算定する。また、共同スペース、緊急物資やゴミの置き場所も整備する。

(4) 地域の防災拠点

避難所における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、地域の救助救出、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送設備等を整備する。

(5) 進入口

進入口が不足しているため避難者が滞留するおそれのある避難所については、拡幅、増設を行う。また、緊急物資の搬入についても考慮する。

(6) 備蓄

避難所に、日常生活用具等備品の整備に努める。ただし、施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう備蓄等管理体制を整備する。

(7) 避難行動要支援者に配慮した避難施設の確保

避難行動要支援者が利用しやすいように、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるとともに、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所（二次的な避難施設）の選定と、円滑な実施のための要員の確保に努める。

(8) 避難所の運営管理体制の整備

避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備する。
この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。

- ア 避難所の管理者不在時の開設体制
- イ 避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ 災害対策本部との連絡体制
- エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

(9) 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

4 避難誘導体制を整備する

【危機管理担当部局、避難所・避難場所担当部局、学校・病院・社会福祉施設・事業所】

(1) 避難誘導体制の整備

- ア 地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自治会、自主防災組織など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。
- イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを活用し、市民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- ウ 避難行動要支援者の避難行動をはじめ、安否確認、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、市は、避難行動要支援者支援プランを活用し、それに基づいた避難行動要支援者の情報把握、防災部局・福祉部局・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するように努める。

(2) 学校、病院等における避難誘導体制

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、市の協力を得て、あらかじめ災害に応じた避難場所の複数化や二次避難場所の設定を含む避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施するなど避難誘導体制を整備する。

① 学校等

- ア 地震発生時、児童等が自らの判断で避難ができるよう防災教育を充実させるとともに、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法・避難経路を周知徹底する。また、地震発生時における教職員の参集体制、初動体制（児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、避難所の運営に係る体制などについて具体的に作成し、教職員個人の役割分担を明確にしておく。また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておく。
- イ 学校等は保護者との間で、あらかじめ災害発生時における児童生徒等の保護者へ

の引渡しに関するルールを定めておく。

ウ 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

② 病院及び福祉施設等

ア 医療機関及び福祉施設等においては、患者や入所者を他の医療機関等又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

イ 施設内に防災組織を整え、災害時の連絡体制、職員の動員体制、避難誘導体制の整備に努めるとともに、他の社会施設との相互応援協定や地域の自主防災組織、ボランティア団体等との協力体制の整備・充実に努める。

5 応急仮設住宅等の事前準備を行う

【建設担当部局、公共用地管理部局】

あらかじめ、都市公園、公共空地等及び国有財産も含めた候補地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

5. 整備すべき事項

(1) 繼続して整備すべき事項

① 指定避難所

避難所の耐震化については、小・中学校について優先的に地震防災上の改築又は補強を行う。

(2) 早急に整備すべき事項

① 指定避難所

川上公民館、天見小学校は、土砂災害に対して危険性があると判断されるため、対策を府に要望する。

② 福祉避難所の指定及び整備

市の管理する福祉施設等を福祉避難所としての機能を充実する。

③ 市民向け防災ガイドマップ等の更新

浸水想定区域や避難場所を明記した「災害ハザードマップ」について、変更があった場合は、継続的に更新を行う。

④ 備蓄

想定される最大の避難所生活者数に対する食糧、飲料水・生活必需品等を備蓄する。

⑤ 避難経路の整備

避難経路にあたる橋梁の点検を行い、整備を行う。

(3) 今後整備すべき事項

① 近接性の確保

全ての避難所を避難対象者のいる場所から2kmを超えている地域については、一時的な避難場所の確保に努める。

② 機能性の確保

要配慮者や女性、乳幼児等に配慮した施設等の充実を図る。

③ 避難経路の整備

- ア 避難経路の沿道については、避難者を市街地大火災から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。
- イ 夜間停電時における避難経路の安全確保のため、必要な箇所に非常用夜間誘導灯を整備する。
- ウ 道路・橋梁の点検を行い、整備を行う。

④ 防災資機材の整備

- ア 双方向通信装置

災害対策本部との双方向通信が可能な設備を各避難所に装備する。

- イ 発電機、投光器及び飲料水応急貯水槽

発電機、投光器及び飲料水応急貯水槽を各避難所に設置する。

⑤ 備蓄

救助物資、医療品等を各避難所に備蓄する。

また、各避難所には仮設トイレの設置を行う。

* 資料8-1 避難場所一覧

* 資料13-2 応急仮設住宅建設候補地

第8節 二次災害防止体制を整備する

実施担当	<u>建設担当部局</u>	応急危険度判定体制の整備 土砂災害危険箇所の点検
------	---------------	-----------------------------

1. 果たすべき責任

大規模地震等の災害によって引き起こされる被災建物の倒壊や土砂災害等の二次災害から市民を守るため、応急危険度判定体制の整備や斜面判定制度等の活用といった、二次災害防止対策を推進する。

2. 現況

(1) 危険箇所等について周知を図るために災害ハザードマップを作成し、全戸に配布した。

3. 手法

1 応急危険度判定体制を整備する

【建設担当部局】

市民の安全確保を図るため、府及び建築関係団体と協力し、地震等により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

- ア 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府が実施する応急危険度判定講習会の開催並びに応急危険度判定士の養成及び

- 登録に対して、建築関係団体とともに協力する。
- イ 実施体制の整備
市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。
- ウ 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発
建築関係団体等と協力し、市民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

- ア 被災宅地危険度判定士の養成及び登録
府が実施する危険度判定講習会の開催並びに被災宅地危険度判定士の養成及び登録に対して協力する。
- イ 実施体制の整備
被災宅地危険度判定士の受入れ体制など、実施体制の整備に努める。

2 斜面判定制度の活用を図る

【建設担当部局】

土砂災害から市民を守るため、府の斜面判定制度の活用を図る。

(1) 実施体制の整備

府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局との連携により、斜面判定制度の実施体制の整備を図る。

(2) 斜面判定士の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局は、斜面判定士の登録を行う。

(3) 制度の普及啓発

府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局と連携して、市民に制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

3 罹災証明書の発行体制を整備する

【危機管理担当部局、家屋調査関係部局】

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(1) 実施体制の整備

住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

(2) 被災者への周知

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するよう努める。

(3) 応援体制の強化

府は、市における罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、市に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第9節 帰宅困難者対策を推進する

実施担当	<u>道路担当部局</u> <u>公共交通担当部局</u> <u>商工担当部局</u> <u>危機管理担当部局</u>	帰宅困難者対策の推進
	市民・事業者	職場、外出先等での災害時の帰宅困難者対策の実行

1. 果たすべき責任

大規模地震等により交通機能が停止した場合、市内の駅等において、自力で帰宅できない通勤者・通学者や訪日外国人を含めた観光客など、帰宅困難者が多数滞留することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒步帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は、府と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させることや備蓄などについて働きかける。

2. 達成目標

帰宅困難者による混乱の防止及び被害の軽減

3. 手法

1 帰宅困難者対策を推進する

【道路担当部局、公共交通担当部局、商工担当部局、危機管理担当部局】

帰宅困難者が多数滞留する可能性があるため、市は公共交通機関や事業者と連携して、帰宅困難者への情報提供や帰宅支援策等について、検討する。

(1) 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- ア むやみに移動を開始することは避ける。
- イ 発災時間帯別に企業等が従業員等に取るべき行動。
- ウ 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。

- エ 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
オ 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
カ これらを確認するために訓練の実施。

(2) 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、鉄道事業者などと平常時から対策をする。また、駅周辺に避難所を開設する。

(3) 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発

府と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有するしくみを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

(4) 徒歩帰宅者への支援

① 給油取扱所における帰宅困難者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

② コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西地域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者は、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（歩くで帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア 水道水、トイレ等の提供
イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

第10節 生活物資の備蓄体制を整備する

実施担当	危機管理担当部局	食糧・生活必需品の備蓄体制の整備
	上下水道部	応急給水体制の確保
	市民・事業者	災害時自主的備蓄の確保

1. 果たすべき責任

市及び関係機関は、災害による家屋の滅失、損壊等により飲料水、食糧、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。さらに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮とともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、このとき女性や高齢者などの視点に立った生活物資の備蓄・供給（生理用品など）に配慮する。

市民・事業者は、災害発生直後の飲料水、食糧、生活必需品の確保を自ら図っておく。

2. 達成目標

(1) 給水体制の整備

関係機関や関係業者との応援協定の充実
各家庭における備蓄水確保の促進

(2) 食糧・生活必需品の確保

アルファ化米・乾パン等	$\frac{3}{3} \text{食分} \times \text{約} 14,000 \text{人} * = 42,000 \text{食分}$
高齢者用食	$\frac{3}{3} \text{食分} \times \text{約} 14,000 \text{人} \times 0.05 = 2,100 \text{食分}$
粉ミルク	$1 \text{日分} \times \text{約} 14,000 \text{人} \times 0.016 \times 0.7 = 157 \text{人分}$
哺乳瓶	$1 \text{日分} \times \text{約} 14,000 \text{人} \times 0.016 \times 0.7 = 157 \text{人分}$
毛布	$\text{約} 14,000 \text{人} \times 2 \text{枚/人} = \text{約} 28,000 \text{枚}$
乳児用おむつ	$8 \text{枚} / 1 \text{日分} \times \text{約} 14,000 \text{人} \times 0.025 = 2,800 \text{枚}$
大人用おむつ	$8 \text{枚} / 1 \text{日分} \times \text{約} 14,000 \text{人} \times 0.005 = 2,800 \text{枚}$
生理用品	$5 \text{枚} / 1 \text{日分} \times \frac{5}{32}(\text{月経周期}) \times \text{約} 14,000 \text{人} \times 0.48 \times 0.52 = 2,730 \text{個}$
簡易トイレ	$1 \text{基} / 100 \text{人} \times \text{約} 14,000 \text{人} = 140 \text{基分}$
トイレットペーパー	$7.5 \text{m} / \text{人} \times \text{約} 14,000 \text{人} \times 3 \text{日} = 315,000 \text{m分}$
マスク	$\text{約} 14,000 \text{人} \times 0.018 \times 3 \text{日} = 765 \text{枚分}$

なお、市民は、各世帯 7 日分以上の備蓄を行う。

* : 市域の最大避難所生活者数（「河内長野市地震被害想定調査」より）

3. 現況

(1) 給水体制の整備

府内市町村や大阪広域水道企業団、市内工事及び機材リース業者、業務請負業者と協定を結び、災害時における給水体制を整備している。また、日本水道協会の体制に基づき、他事業体への応援体制も整備している。

(2) 食糧・生活必需品の確保

避難所に分散備蓄化を図る。必要に応じて府の備蓄及び2日目以降は流通備蓄により必要量を確保する。

4. 手法

1 給水体制を確保する

【上下水道部、危機管理担当部局】

市は、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給することを目標に応急給水を行うが、被災の程度によっては応急給水が困難になることが予想されることから、各家庭において飲料水の備蓄を促す。それ以降は、順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

(1) 給水拠点の管理(配水池(緊急遮断弁等含む)の管理、仮設給水設備の設置等)

(2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、調達及びその情報交換等の体制の整備

(3) ボトル水の備蓄

(4) 応急給水マニュアルの整備

(5) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市、府及び大阪広域水道企業団は相互に協力して、大阪広域水道震災対策中央本部を立ち上げ、応急給水活動や応急復旧活動の相互応援体制を整備する。

(6) 応急給水量及び運搬距離

応急給水量は、日時の経過とともに増加させていく。それに応じて水の運搬に伴う負担が増加しないように運搬距離を短くしていく。

	はじめの 3日間	4~7日目	8~14日目	15~21日目	22~28日目	29日目以降
応急給水量 原単位	3 リットル／人日 <u>(各家庭にて備蓄)</u>	3~20 リットル／人日	20~100 リットル／人日	100~250 リットル／人日	250 リットル／人日	通水
運搬距離 給水場所	<u>重要給水施設</u>	避難所 給水拠点	250m程度 (近くの 公園)	100m程度 (最寄りの 交差点)	10m程度 (全面道路)	各戸水

(7) 渴水時における対応

渴水時においても市民の生活に著しい支障を及ぼすことがない程度の給水を確保し、水の公平な配分を図る。

(8) 井戸水による生活用水の確保

市と府は災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、普段から井戸の設置状況や水質の把握に努め、災害時協力井戸の登録を推進し、生活用水の確保を図る。

2

食糧・生活必需品の備蓄・供給体制を整備する

【危機管理担当部局】

市は、府と協力して、食糧・生活必需品の確保に努める。食糧、生活必需品等の備蓄・調達品目は、避難行動要支援者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者、性的少数者等の多様な主体の意見や、アレルギー対応等にも十分配慮する。

(1) 重要物資の備蓄

ア アルファ化米、乾パンなど

市及び府は、それぞれを要給食者の1食分を備蓄する。

イ 高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶

市及び府は、それぞれ高齢者用食1食分、粉ミルクを1日分以上、哺乳瓶は必要量を備蓄する。

ウ 毛布

市は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。府はその他の避難者の必要量を備蓄する。

エ 衛生用品(大人用おむつ、乳児用おむつ、生理用品等)

市及び府は、それぞれ1日分を備蓄する。

オ 簡易トイレ

市は、避難者100人に1基を備蓄、府は組立式を500人に1基備蓄、調達する仮設トイレを含めて100人に1基を確保する。

カ 燃料等

市は、迅速な応急給与に対応するために必要な燃料等生活必需品を確保するとともに、緊急時の調達先として、他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておく。

キ トイレットペーパー

市及び府は、3日分の必要量を備蓄する。

ク マスク

市及び府は、3日分の必要量を備蓄する。

(2) その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

ア 精米、即席麺などの主食

イ 液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）

ウ ボトル水・缶詰水等の備蓄

エ 野菜、漬物、菓子類などの副食

オ 被服(肌着等)

カ 炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)

キ 光熱用品(LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)

ク 日用品(石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)

ケ 医薬品等(常備薬、救急セット)

ヨ 仮設風呂・仮設シャワー

サ 避難行動要支援者用介護機器、補装具、日常生活用具(車いす、車いす対応トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等)、簡易ベッド、間仕切り等

シ 救助・救出用資機材(ブルーシート、発電機、チェンソー、バール、救助袋、土のう袋等)

ス 棺桶、遺体袋など

セ 感染症予防のための物品(消毒液、パーテイション等)

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

また、災害の規模等にかんがみ、市自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、府への協力要請及び調達・輸送体制を構築する。

ア できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保

イ 備蓄物資の点検及び更新

ウ 定期的な流通在庫量の調査の実施

エ 供給体制の整備

オ 物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

5. 整備すべき事項

(1) 繼続して整備すべき事項

① 小学校区単位での備蓄倉庫の整備

市内の小中学校については分散備蓄を進め、必要に応じて備蓄倉庫を整備する。

② 給水体制の整備

- ア 応急給水資機材の確保
 - (ア) 給水タンク車、非常用飲料水、容器等の整備
 - (イ) 仮設給水設備の整備
- イ 応急給水マニュアルの整備
- ウ 相互応援体制の整備
- エ 応援受入拠点の整備
- オ 復旧資機材の備蓄
 - (ア) 応急復旧資機材の整備
 - (イ) 応急復旧用車両（ダンプ等）の整備
 - (ウ) 関係団体の応急復旧資機材の相互応援
- カ 防災訓練の実施

③ 拠点備蓄倉庫の整備

大災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の整備

④ 各民間業者との流通備蓄の協定締結

- * 資料10-1 緊急給水拠点整備図
- * 資料10-2 水道災害備品備蓄状況
- * 資料10-3 市備蓄状況及び備蓄目標
- * 資料10-4 大阪府災害用備蓄食糧等一覧
- * 資料10-5 大阪府災害用生活必需品等備蓄一覧
- * 資料12-1 災害時応援協定

第11節 ボランティアの活動環境を整備する

実施担当	<u>社会福祉協議会担当部局</u> <u>ボランティア団体担当部局</u>	災害時ボランティア活動環境の整備
	市民・事業者	災害時ボランティア活動環境の整備への協力

1. 果たすべき責任

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会及び河内長野市社会福祉協議会、ボランティア団体並びに関係機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

2. 達成目標

- (1) 受入窓口の整備
- (2) ボランティア事前登録体制の確立
- (3) 人材の育成制度の確立
- (4) 活動支援体制の整備
- (5) 情報共有会議の整備・強化

3. 現況

市では福祉等のボランティアの活動が行われている。

4. ボランティアセンター

設置場所については、被災状況を勘案した上で適切な場所を指定してボランティアセンターを設ける。

5. 手法

1 受入窓口を整備する

【社会福祉協議会担当部局、ボランティア団体担当部局】

災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口について、整備を行う。

2 事前登録を推進する

【河内長野市社会福祉協議会】

災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前に登録を促進するとともに、ボランティアコーディネーターの活用により、事前登録していないボランティアを効果的に受入れる体制を整える。

3 ボランティアコーディネーターを育成する

【河内長野市社会福祉協議会】

各関係機関は相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 活動支援体制を整備する

【河内長野市社会福祉協議会、ボランティア団体担当部局】

災害時に、ボランティアの受入れ及び活動のための拠点（ボランティアセンター）をあっせん若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。さらに、ボランティアセンターが被災した場合に備え、代替施設について事前に定めておくとともに、ボランティアを被災地に迅速に受入れるため、被災地以外でのボランティアセンターの設置についても検討を行う。

また、ボランティアや団体、企業等との連携を深め、大規模災害、広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑、効果的に行われるよう、災害時の対応確認や他地域の関連団体などとの意見交換など連携強化に努める。

5 多様な人材の協力

【ボランティア団体担当部局、河内長野市社会福祉協議会】

市内の公益活動団体と連携し、災害時に専門的な人材の支援・協力ができるような体制を整備する。

6

情報共有会議を整備・強化する

【ボランティア団体担当部局、河内長野市社会福祉協議会】

市及び府は、N P O・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

6. 整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

- ア ボランティアセンターの選定
- イ 制度の確立
 - ・ボランティア登録制度
 - ・ボランティア保険制度

(2) 今後整備すべき事項

- ア 各種ボランティア団体との連携強化

第4章 第六次地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に基づき府が策定した第六次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力して、事業の推進に努める。

1 対象地区

市内全域

2 計画の初年度

令和3年度

3 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (1)～(9)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (12) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (13) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (14) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (15) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (17) 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (19) (1)～(18)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの